

平成27年第1回藍住町議会定例会会議録（第1日）

平成27年3月6日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 当日の応招議員は、次のとおりである。

1 番議員 喜田 修	10 番議員 林 茂
3 番議員 濱 眞吉	11 番議員 永濱 茂樹
4 番議員 東條 義和	12 番議員 奥村 晴明
5 番議員 平石 賢治	13 番議員 小堀 克夫
6 番議員 西川 良夫	14 番議員 森 志郎
7 番議員 江西 博文	15 番議員 矢部 秀行
8 番議員 古川 義夫	16 番議員 佐野 慶一
9 番議員 小川 幸英	

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じ

5 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 柿内 直子 書記 林 隆子

6 地方自治法第121条の規定により、付議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	石川 智能
副町長	北口 高義
副町長	友竹 哲雄
監査委員	藤原 孝信
教育長	和田 哲雄
教育次長	森内 孝典
会計管理者	吉田 敬直
総務課長	矢野 博俊
企画政策課長	安川 定幸

税務課長	下竹 啓三
健康推進課長	森 伸二
福祉課長	三木 慶則
社会教育課長	榎本 文恵
住民課長	高田 俊男
生活環境課長	中野 孝敬
建設課長	吉田 新市
経済産業課長	大塚 浩三
下水道課長	奥田 浩志
水道課長	近藤 博茂

7 付議事件は次のとおりである。

- 1) 第1号議案 平成26年度藍住町一般会計補正予算について
- 2) 第2号議案 平成26年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）補正予算について
- 3) 第3号議案 平成26年度藍住町特別会計（介護保険事業）補正予算について
- 4) 第4号議案 平成26年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）補正予算について
- 5) 第5号議案 平成26年度藍住町特別会計（藍寿苑介護サービス事業）補正予算について
- 6) 第6号議案 平成26年度藍住町特別会計（下水道事業）補正予算について
- 7) 第7号議案 平成27年度藍住町一般会計予算について
- 8) 第8号議案 平成27年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）予算について
- 9) 第9号議案 平成27年度藍住町特別会計（介護保険事業）予算について
- 10) 第10号議案 平成27年度藍住町特別会計（介護サービス事業）予算について
- 11) 第11号議案 平成27年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）

- 予算について
- 1 2) 第 1 2 号議案 平成 2 7 年度藍住町特別会計（藍寿苑介護サービス事業）予算について
- 1 3) 第 1 3 号議案 平成 2 7 年度藍住町特別会計（下水道事業）予算について
- 1 4) 第 1 4 号議案 平成 2 7 年度藍住町特別会計（水道事業）予算について
- 1 5) 第 1 5 号議案 藍住町防災会議条例の一部改正について
- 1 6) 第 1 6 号議案 職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 1 7) 第 1 7 号議案 藍住町手数料徴収条例の一部改正について
- 1 8) 第 1 8 号議案 藍住町工場設置奨励条例の一部改正について
- 1 9) 第 1 9 号議案 藍住町町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 2 0) 第 2 0 号議案 藍住町行政手続条例の一部改正について
- 2 1) 第 2 1 号議案 藍住町福祉に関する条例の一部改正について
- 2 2) 第 2 2 号議案 藍住町介護保険条例の一部改正について
- 2 3) 第 2 3 号議案 藍住町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 2 4) 第 2 4 号議案 藍住町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の一部改正について
- 2 5) 第 2 5 号議案 幼稚園の授業料に関する条例の全部改正について
- 2 6) 第 2 6 号議案 教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について
- 2 7) 第 2 7 号議案 定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定について
- 2 8) 第 2 8 号議案 藍住町保育所条例の制定について
- 2 9) 第 2 9 号議案 藍住町特定教育・保育施設等に関する利用者負担額等を定める条例の制定について
- 3 0) 第 3 0 号議案 藍住町子ども・子育て支援法第 8 7 条の規定による過

- 料に関する条例の制定について
- 3 1) 第 3 1 号議案 藍住町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 3 2) 第 3 2 号議案 藍住町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 3 3) 第 3 3 号議案 藍住町地域下水道改築基金条例の制定について
- 3 4) 第 3 4 号議案 町道の路線認定について
- 3 5) 第 3 5 号議案 町道の路線変更について
- 3 6) 第 3 6 号議案 指定管理者の指定について
- 3 7) 報告第 1 号 平成 2 7 年度藍住町土地開発公社の事業計画について
- 以 下 余 白

議案・職員の給与に関する条例等の一部改正について、第17号議案・藍住町手数料徴収条例の一部改正について、第18号議案・藍住町工場設置奨励条例の一部改正について、第19号議案・藍住町町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、第20号議案・藍住町行政手続条例の一部改正について、第21号議案・藍住町福祉に関する条例の一部改正について、第22号議案・藍住町介護保険条例の一部改正について、第23号議案・藍住町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、第24号議案・藍住町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の一部改正について、第25号議案・幼稚園の授業料に関する条例の全部改正について、第26号議案・教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について、第27号議案・定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定について、第28号議案・藍住町保育所条例の制定について、第29号議案・藍住町特定教育・保育施設等に関する利用者負担額等を定める条例の制定について、第30号議案・藍住町子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について、第31号議案・藍住町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、第32号議案・藍住町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、第33号議案・藍住町地域下水道改築基金条例の制定について、第34号議案・町道の路線認定について、第35号議案・町道の路線変更について、第36号議案・指定管理者の指定についての36議案、並びに報告第1号・平成27年度藍住町土地開発公社の事業計画についての1件を上程し、議題といたします。

佐野議長 提出者であります石川町長から、提案理由の説明を求めます。

佐野議長 石川町長。

石川町長 おはようございます。3月に入り春の訪れを実感する季節となってまいりました。本日、平成27年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かと御多用の中、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。ただいま議長から提案理由の説明を求められましたが、議案の説明に先立ち、所信を含め重点施策とその取組方針等を申し上げ、一層の御理解を賜っておき

たいと存じます。

最初に、かねてより御案内を申し上げておりました町制施行60周年記念事業について、準備の進捗状況を御報告申し上げたいと存じます。藍園村と住吉村が合併し、藍住町が誕生した日である4月29日に記念式典を開催し、本町の行政運営に御協力をいただいている皆様や本町にゆかりの深い皆様方をお招きして、町制施行60周年をお祝いするとともに、各種功労者の表彰並びに感謝状の贈呈を行いたいと考えております。式典終了後には、記念公演として、いっこく堂スーパーライブを開催して、町民の皆さんに楽しんでいただきたいと思います。5月31日には、記念事業として、テレビ番組「出張なんでも鑑定団 in 藍住」の番組収録をお招きし、藍住町や近隣住民の皆さんがお持ちのお宝を発掘、披露していただくとともに、番組収録を通じて、地域の絆を深めていただきたいと思います。鑑定品及び収録の観覧については、2月の町広報紙などにより、既に募集を開始したところがあります。そして、6月下旬には、「ロマンのかけはし町民号」で、町民の皆様と共に友好都市河北町を訪問し、親交を深めてまいりたいと考えております。このほかにも、官民協働で発行する「くらしの便利帳」の全世帯配布、地域連携コンサートや今昔写真展の開催なども予定しているほか、協賛事業の募集を行っているところであります。

また、一般公募により決定した、本町のマスコットキャラクター「あいのすけ」については、記念式典の席上でデビューをさせたいと考えています。60周年といえれば人間に例えれば還暦を迎えたことになり、大きな節目の年であります。この機会に未来に向かって全町民が心をつなげて、新しいまちづくりを考えることは、極めて意義深いものがあると存じます。式典並びに関連事業の推進について改めて議会のお力添えをお願いしておきたいと思っております。

次に、(仮称)藍住町文化ホール・公共施設複合化事業についてであります。昨年末から基本設計に着手し、町議会におきましても特別委員会を設置して、集中的に御審議をいただくとともに、いろいろと御意見を賜ってまいりました。さらに、利用者や関係団体代表者の方にも御意見を賜り、この度、平面図についての協議が、ほぼ整ったところであります。若干のスケジュールの遅れがありますが、本年中の設計完成を目指して努力してまいりたいと考えております。

また、新年度になりましたら、新施設完成後の施設の管理運営や文化ホールの事

業展開についての計画策定にも着手してまいりたいと考えております。

次に、地方創生、まち・ひと・しごと創生総合戦略に関してであります。今、我が国においては、人口減少社会と少子高齢化社会への対応が喫緊の課題となっており、国を挙げての対応が始まりました。国においては、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部が設置され、緊急の取組として、平成26年度補正予算で、「地域住民生活等緊急支援のための交付金」が設けられ、まずは、地域における消費喚起、生活支援に的を絞った事業を展開することとされました。徳島県においては、県と県内市町村が共同して、昨年4月に発売して好評を得たプレミアム付き地域商品券、阿波とくしま・商品券を今回も発行し、県内及び町内の消費喚起を行うこととなりました。特典については、プレミアム分を前回の10%から20%に引き上げ、額面1,000円の商品券で、徳島県下全域の共通券8枚と町内限定の商品券4枚の合計12枚を1セットとし、1万円で購入でき、1万2,000円の買い物が可能となります。プレミアム分が、去年の倍額の2,000円となり、町と県が負担することや、県下全域の共通商品券があることから、町内の大型店をはじめ、多くの商店が参加するものと思われます。このことにより、町内外の買い物客が今まで以上に増加することが、町内経済の好循環につながる有効な施策であると考えておりますので、町内小売店の方々にも、昨年と同様に、顧客の取込に創意と工夫を凝らしていただきたいと思っております。

また、生活支援型については、各市町村で独自の施策が講じられることとなりますが、本町としては、子育て世帯と高齢者がおいでになる世帯の世帯主を対象として、このプレミアム商品券の特典をさらに上乘せし、生活支援を行いたいと考えております。なお、いずれも国の交付金を財源として実施するため、限定数の販売となります。

また、これとは別に、将来の人口動向と人口推計の分析や中長期の将来展望を描きつつ、平成27年度から平成31年度までの5か年間の政策目標と施策について、具体的に本町における総合戦略の策定をしなければならないこととなりました。この総合戦略の策定については、町の総合計画とも大きく関連することから、新年度の総合計画策定作業とあわせて、整合性を図りながら検討していく予定としております。人口減少や少子化対策については、若い世代が、安定した雇用に恵まれ、家族を持ちたいと思えるまちづくりが必要です。

また、住みたい町と感じてもらえることが、本町の人口維持や発展につながっていくものと考えています。あらゆる施策にこのことを念頭に置きながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、行財政改革について申し上げます。これまでは、平成22年3月に策定した「藍住町行財政改革基本計画」の前期計画に基づき、施設運営の民間委託や移管、事務事業の民間委託や事務改善などを積極的に行い経費の節減と事務事業の効率化を進めてまいりましたが、この前期計画の期間が、本年度で終了することから、平成27年度からの5年間を計画期間とする後期計画を策定いたしました。後期計画については、前期計画の実施状況を検証し、見直すべき点を見直しつつ、前期計画を原則引き継いで、なお、一層の行財政改革を推進したいと考えています。議員の皆様には、今議会会期中に、この計画書をお届けする予定としておりますので、よろしく願い申し上げます。

また、平成28年度から10年間を計画期間とする「第5次藍住町総合計画」の策定に向けて、20歳以上の町民の方から2,000人を抽出した町民アンケートと中学2年生全員の方を対象としたアンケート並びに全世帯アンケートを実施し、現在、委託業者において、集計・分析を行っているところであります。平成27年度早期に、基本計画について御審議をいただく組織を設置し、アンケート結果などを踏まえて計画案を策定してまいりたいと考えております。

次に、マイナンバー制度についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号制度」が施行され、本年10月には、町民全員への個人番号の付番と本人への番号通知を実施することとなります。平成28年1月からは、個人番号の利用が開始され、個人番号カードの交付を開始しなければなりません。

また、平成29年7月からは、国及び全国の地方公共団体等との間において、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が始まります。番号制度は、社会保障、税及び災害対策において個人番号を利用することとなっており、これらに関する業務において、現在、準備を進めています。あわせて、個人情報保護に関して、特定個人情報保護評価など所定の手続を進めているところであります。運用開始に向けて、遺漏のないよう作業を進めてまいりたいと考えております。それにあわせて、本町では、現在運用しております役場庁舎設置の自動交付機による印鑑証明書

と住民票の交付サービスを、来年1月から個人番号カードによるコンビニ交付に変更する予定にしております。コンビニ交付を実施することにより、住民の方にとっては、現在の自動交付機での利用可能時間に比べ3時間程度長くなる上、印鑑証明書と住民票以外に戸籍謄本も取得することができるようにする予定ですので、今以上の住民サービスの向上につながるものと考えております。

また、近年、戸籍謄本や住民票の不正取得により個人情報の漏洩が見受けられ、差別や身元調査に使用される可能性もあり大きな問題となっています。最近是全国的にも不正取得の防止や個人の権利侵害防止のため本人通知制度を導入する自治体が増えてまいりました。この本人通知制度は、事前に登録された方に対し、代理人や第三者の方に戸籍謄本や住民票などの証明書を交付した場合に、本人に交付事実を通知することにより、不正取得の防止を図ることを目的とした制度です。本町においても、平成27年度から本人通知制度実施に向け、規程等の整備を進めていきたいと考えております。

次に、子育て支援関係についてであります。「藍住町子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、藍住町子ども・子育て会議を設置し、委員の皆様は平成25年12月に実施した保護者へのニーズ調査の結果を踏まえ、審議を重ねていただいたところ、本年2月、審議結果の報告を受けましたので、この報告に基づき「藍住町子ども・子育て支援事業計画」を策定することにいたしました。この事業計画は、平成27年度からの5年間で1期とする計画で、教育や保育、子育て支援の充実を図ることを目的としています。「藍住町子ども・子育て支援事業計画」を基に、事業計画の基本理念である「子どもの成長をすべての町民で支えるまち」ゆとりをもって安心して安全な子育てのできるまちを目指すとともに、「子育てするなら藍住町に住みたい」「大人になっても藍住町に住みたい」と思ってもらえるまちづくりを進めてまいります。具体策の一つとして、平成26年度は「藍住ひまわり保育園」の大規模改修工事により、定員を30名増やし、定員430名としましたが、平成27年度は定員60名の「藍住あおば保育園」を新たに認可保育所に加えるとともに、中央保育所の定員を24名増やし、総定員を514名といたします。ピーク時の平成29年度に向けて定員534名となるよう年次的に増員し、急増する保育ニーズへの確保策とする予定です。学童保育についても、保護者からの要望が多くありました預かり時間の繰上げや延長を平成27年度から実施することにいたし

ております。

また、小学校高学年への対象児童の拡大につきましては、年次的に施設の整備、確保を図りながら対応してまいりたいと考えております。

次に、幼稚園に関してであります。町立幼稚園にも子ども・子育て支援の新たな制度が適用され、法律に基づく特定教育・保育施設として位置づけられることとなります。この制度においては、授業料である利用者負担額は、国が定める基準を限度として、保護者の世帯の所得状況に応じて町が定めることとなり、これに伴って幼稚園就園奨励費の補助制度が廃止されます。本町におきましても、所得段階に応じた利用者負担額を設定することになりますが、これまでの就園奨励費の補助制度を考慮し、実質的な保護者負担額が増加しないよう設定することといたしました。具体的には、第2子・第3子以上への減免措置に加えて、新たにひとり親家庭等への減免措置を設けるほか、保護者のニーズを踏まえ、預かり保育の時間について、幼稚園においても保育所と同様に、希望者については現在の午後6時までから、午後7時までに延長するとともに、新たに緊急時の一時預かり保育を実施することといたしました。なお、この延長保育及び一時預かり保育については、別途、料金をいただくこととしております。

次に、高齢者の見守りに関してですが、去る2月25日、本町と徳島新聞藍住地区販売店様との間において「高齢者の生活の見守りに関する協定」を締結いたしました。これは、本町においても急速な高齢化が進展しており、家族の継続的な支援が期待できないひとり暮らしの高齢者などは地域住民や行政等の見守り活動が必要になります。地域での見守り活動を行うためには、地域において既に見守り活動を行っている機関や日頃の社会活動等の中で生活状況等を把握する機会のある団体などと連携を行う必要があると考えています。

次に、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金について申し上げます。臨時福祉給付金は、支給額や加算措置の有無を除けば、基本的に平成26年度と同様の事業であります。給付金は1人6,000円で、本年8月から9月頃に申請受付を開始し、10月以降に給付を開始する予定であります。子育て世帯臨時特例給付金は、臨時福祉給付金の対象世帯にも給付を行うこととし、対象児童一人当たり3,000円で、6月の児童手当現況届にあわせて申請を受付し、臨時福祉給付金と同じく、10月以降に給付を開始する予定です。二つの給付金について町民の皆様

周知を図り、順調に給付事務が進められるよう準備を進めてまいりたいと考えています。

次に、介護保険事業についてであります。平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険料の基準額を月額5,480円から5,800円と320円を増額することといたしました。基準額は、今後、3年間の介護認定者数、各種介護サービス量や地域支援事業の見込み量を推計した上で、待機者が多く十分な受入れができていない特別養護老人ホームを地域密着型の施設として整備する費用も含め算定しております。第6期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画については、平成26年12月4日に策定委員会を設置し、会合を重ね、2月19日に原案を取りまとめていただいております。町としましてはこの計画に添って、被保険者の皆さんが健康で安心して生活が送られるよう、介護サービスの基盤づくりを進めるとともに、介護予防事業にも積極的に取り組み、介護給付費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

次に、防災関係についてであります。昨年から矢上の旧駐在所跡地で建設を進めておりました防災備蓄倉庫については、今月末に完成する予定です。既に、避難所となっている各小中学校には防災倉庫を設置し、食料や毛布、発電機、簡易トイレなどの備蓄を進めておりますが、今回、建設した防災備蓄倉庫は県道に面しており、各避難所の物資不足分を補完、調整することを大きな目的にしており、この倉庫から各避難所へ物資等を輸送する計画としております。役場での備蓄品を分散し保管をすることによる被災の軽減や避難所等への円滑な備蓄物資等の輸送確保を図ることができる備蓄拠点施設として活用してまいります。

次に、平成24年度から各小中学校で開催しております防災避難訓練であります。今年度で全ての小中学校での開催が終了したところであります。引き続き来年度以降も順次、避難訓練を実施することにしており、平成27年度は北小学校、東中学校での開催を予定いたしております。このほか、津波浸水区域である東小学校では児童・保護者を対象にした防災訓練の開催を検討しております。訓練を重ねることで住民の皆さんの防災意識を高め、防災対策の最も基本であります自助、共助の充実を図りたいと考えておりますので、御協力のほどよろしく願いいたします。公共施設の耐震対策についてであります。本町では、学校施設の構造体に係る耐震化は全て完了しております。一方、平成23年の東日本大震災における被害状況

を踏まえ、新たに大規模空間における非構造部材の耐震対策の必要性が指摘されており、国からは、公立学校の耐震化を平成27年度中に完了するよう求められています。これを受けて、本町では、平成26年度に東小学校体育館並びに東中学校体育館及び柔剣道場の吊り天井の撤去等、非構造部材の耐震化を実施しており、これ以外で対策が必要な藍住中学校体育館の吊り天井及び南・北小学校体育館の照明設備については、新年度に耐震化工事を予定しており、新年度予算に工事費を計上いたしました。

また、長寿命化修繕計画に基づく橋梁の修繕については、本年度は千鳥橋の修繕工事を行っており、平成27年度からは、鳴門藍住大橋の修繕工事を実施する予定にしております。

次に、学校施設の環境改善であります。普通教室へのエアコンの設置につきましては、現在、両中学校への設置に向けて実施設計を行っているところであり、新年度には設置を完了させたいと考えております。当初は、この財源として国庫補助金を想定しておりましたが、文部科学省からの情報では、国の新年度予算は学校施設の耐震改修等に補助金が重点配分され、エアコン設置はほぼ採択されないとの状況であるため、国庫補助金と同等の交付税措置が見込まれる地方債事業を活用して実施することといたしました。工事については、できるだけ早期に着手したいと考えておりますが、夏休み期間を中心に工事を実施しなければならないため、使用については、この冬以降になるものと考えております。なお、小学校への設置につきましては、中学校における設置後の利用状況や電力使用量の推移とともに、町財政や国庫補助金等の動向も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

また、学校のトイレ改修につきましても、今後の財政状況を見ながら計画的に実施してまいりたいと考えております。

次に、昨年10月6日に国史跡の追加指定を受けた正貴寺跡につきまして経過報告をさせていただきます。正貴寺跡は、平成26年度において6,096.95平方メートルの公有化を行い、平成27年度は追加指定分の公有化を図る予定であります。

また、本年1月から正貴寺跡の発掘調査を実施しましたところ、現在までに大量の瓦及び亀の文様を彫った赤間硯等の貴重な遺物や大規模な本堂クラスと思われる礎石建物跡が検出されています。今後は、昨年度に引き続き、発掘調査を進めると

ともに遺跡を保存し、史跡を有効活用できるよう整備を進めたいと考えております。

次に、昨年8月の台風11号の襲来により、被害を受けた「奥村家住宅」の保存修理工事につきまして御報告を申し上げます。本件につきましては、昨年の9月議会におきまして「奥村家住宅」の設計監理を含めた工事費3,500万円の議決をいただいたところではありますが、災害復旧事業債の協議や県の文化振興事業費補助金の内示の時期等の関係から平成26年度に実施設計を行い、保存修理工事は、平成27年度に実施することといたしました。

また、この予算につきまして、明許繰越をさせていただくこととしておりますので御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、社会教育関係の行事等につきまして御報告を申し上げます。まず、60周年記念事業でも申しあげました地域連携コンサートを10月4日、日曜日に開催いたします。この地域連携コンサートは一昨年にも開催し、町民の方々の好評を博したところであります。

また、10月24日、土曜日、25日、日曜日の2日間の予定で、NBL（ナショナルバスケットボールリーグ）徳島大会が開催されます。いずれも町制60周年記念事業として開催するものであります。町民の皆さんには、プロのオーケストラの方々による演奏及び男子バスケットボール選手の洗練された技を御堪能いただきたいと思っております。

最後に、平成27年度の予算編成方針について申し上げます。

政府の平成27年度地方財政対策についても通常収支分と東日本大震災分を区分して整理することとされ、通常支出分の概要については、地方が地方創生に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乘せして、平成26年度の水準を相当程度上回る額を確保することとされ、地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、地方財政計画の歳出に、「まち・ひと・しごと創生事業費」を創設し、新規分の財源は、地方の努力により捻出し、財政健全化と地方創生の両立に配慮するとされております。

平成26年度の国の地方財政への対応に当たっての通常収支分の財政見通しについては、地方財政計画の規模を前年度比2.3%増の85兆2,700億円、地方一般歳出を2.3%増の69兆3,200億円とし、地方交付税等の一般財源総額

については、2.0%増の61兆5,485億円とされており、地方税を7.1%増の37兆4,919億円とし、地方譲与税では2.6%減の2兆6,854億円、地方交付税総額については0.8%減の16兆7,548億円、また、臨時財政対策債では19.1%減の4兆5,250億円の見込みとされております。

本町の財政状況については、平成25年度決算において、町税収入は前年度より1.0%、4,057万円の増加となっておりますが、地方交付税と臨時財政対策債の合計額は前年度より4.5%、1億248万円の減額となりました。

また、財政指標では、経常収支比率が87.1%、公債費比率が7.9%、財政力指数は0.673であり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき算定した財政健全化判断比率の実質赤字比率及び連結実質赤字比率とも赤字は生じておらず、実質公債費比率が7.1%、将来負担比率が0.4%であり、いずれも基準を下回っており、健全な状態を示しております。しかしながら、福祉施策や施設の維持管理に伴う扶助費や物件費が増加しており、限られた財源の中、各施設の維持補修や耐震化、排水や橋梁対策などの普通建設事業をはじめ、多様化する住民サービスの維持・向上に向けた課題などの財政需要は累増しており、今後も厳しい財政運営を余儀なくされるものと考えております。平成27年度の予算編成に当たっては、こうした国・県の動向や地方財政対策等を見極めながら、一層の効率化と選択・重点化に取り組むこととしております。

また、厳しい財政状況とはいえ、防災対策をはじめ、生活環境の整備、安心・安全なまちづくりや子育て支援など、住民生活に直接かかわる事項については、重点的な配分を心がけたところであります。

以上、私の町政に取り組む姿勢と、考え方を申し上げてまいりましたが、議員各位におかれましては、どうかこの意をお酌み取りいただき、今後の町政運営に、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、所信表明といたします。

続きまして、これよりは、本日提案いたしました議案につきまして、提案理由を申し上げたいと存じます。

第1号議案・平成26年度藍住町一般会計補正予算については、歳入歳出をそれぞれ5,300万円を減額し、予算総額を99億4,500万円とするものであります。内容につきましては、年度末が近いことから、実績見込みにより歳入歳出の増減を行っております。

歳出では、国の「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」として地域活性化・地域住民生活等緊急支援事業予算9,600万円を計上したほか、退職者に係る総合事務組合への退職手当特別負担金や特別会計への操出金などが増額となっています。

歳入においては、町税で7,400万円、配当割交付金で3,001万7,000円、株式等譲渡所得割交付金で1,636万6,000円の増額、自動車重量譲与税で1,000万円、地方消費税交付金で780万6,000円の減額、国庫支出金では2,198万8,000円の増額、県支出金は、国民健康保険事業基盤安定負担金の増額や防災対策、藍の館修繕に係る補助金などがあり3,645万6,000円増額いたしました。

また、歳入の増や歳出不用額により、基金からの繰入金を2億340万円減額、町債は、事業費の確定見込み、補助金等の特定財源見込みにより4,450万円の減額などを行っております。なお、繰越明許費として、12月補正と合わせて11件の事業、総額にして2億6,098万円を平成27年度に繰り越す予定にしております。

第2号議案、平成26年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）補正予算については、歳入歳出とも5,300万円を増額し、予算総額を33億6,800万円とするものであります。主な歳出の補正内容は、保険給付費を1億2,710万円増額し、共同事業拠出金を6,880万円、諸支出金を580万円それぞれ増額するものであります。

第3号議案、平成26年度藍住町特別会計（介護保険事業）補正予算については、歳入歳出とも7,980万円を増額し、予算総額を23億3,580万円とするものであります。主な歳出の補正内容は、総務費を330万1,000円、保険給付費を7,299万4,000円、地域支援事業費を350万5,000円それぞれ増額するものであります。

第4号議案、平成26年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）補正予算については、歳入歳出とも1,100万円を減額し、予算総額を2億6,000万円とするものであります。主な歳出の補正内容は、後期高齢者医療広域連合納付金を1,100万円減額するものであります。

第5号議案、平成26年度藍住町特別会計（藍寿苑介護サービス事業）補正予算

については、歳入歳出とも2,200万円を増額し、予算総額を2億6,800万円とするものであります。主な歳出の補正内容は、基金積立金を2,000万円、予備費を199万円それぞれ増額するものであります。

第6号議案、平成26年度藍住町特別会計（下水道事業）補正予算については、歳入歳出それぞれ3,000万円を減額し、予算総額を4億3,100万円とするものであります。主な歳出の補正内容は、施設管理費を73万円、普及促進費を330万円減額し、建設費では、補償金を70万円増額し、委託料を630万円、工事請負費を1,933万円、償還金を90万円それぞれ減額するものであります。なお、これら特別会計の補正予算についても、一般会計同様、年度末に近いことから歳出の増減にあわせ、歳入予算を調整したところであります。

第7号議案、平成27年度藍住町一般会計予算については、前段、申しあげました予算編成方針に従い、通年必要とするものはできる限り当初予算において措置することを基本とし編成いたしました。

平成27年度歳入歳出予算の総額は、前年度当初予算と比較して、6,500万円の減額となる94億円といたしました。それぞれ費目ごとの概要について、主なものを申し上げてまいります。

総務費については、企画費に、町制施行60周年記念事業費820万円を、電子計算機管理費では、電子計算機のオープン系システムの稼働や番号制度対応、証明書コンビニ交付対応、戸籍システムの構築、財務システム更新などもあり、1億6,240万7,000円を、防災備蓄品や資機材の整備、木造住宅の耐震化支援などの危機管理対策費に4,821万1,000円を計上いたしました。

また、藍住町文化ホール・公共施設複合化事業に、平成27年度分設計委託料や手数料で4,341万円を計上いたしました。

選挙費では、統一地方選挙で行われる徳島県知事選挙及び徳島県議会議員選挙費の平成27年度分791万4,000円を、また、平成28年2月に任期を迎えます藍住町議会議員の選挙費として1,098万2,000円を計上いたしました。

統計調査費では、本年が国勢調査の年となるため、国勢調査費として982万1,000円を計上いたしております。

民生費では、国民健康保険事業会計への繰出金に1億7,483万2,000円を計上、後期高齢者医療費では、療養給付費負担金に2億2,404万7,000

円、広域連合事務費負担金に1,299万円、特別会計への繰出金に6,658万1,000円を計上、介護保険事業会計への繰出金は3億2,095万2,000円を計上いたしました。

また、昨年4月からの消費税率引上げに伴う負担の影響を緩和する臨時的措置として、昨年につき給付する臨時福祉給付金給付事業に4,031万円、子育て世帯臨時特例給付金事業に1,818万7,000円を計上いたしました。このほか、障害者総合支援費には、5億8,529万4,000円を計上しております。

児童福祉費では、児童手当事業費の扶助費に6億8,666万5,000円、保育所の運營業務委託料に3億5,289万6,000円、病児病後児保育や延長保育、休日保育、地域子育て支援センター事業等、保育所への事業補助金に4,232万9,000円、また、保育士等処遇改善臨時特例補助金に646万8,000円を計上いたしました。

衛生費については、インフルエンザなどの予防接種委託料に8,000万円、子供の医療費を助成する子どもはぐくみ医療扶助費に1億6,200万円、清掃費で、合併浄化槽補助金に3,672万円、西クリーンステーション管理費に4億2,610万7,000円、中央クリーンステーション管理費で1億5,439万7,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、若手の新規就農支援や農地利用集積金、経営体育成支援事業など農業振興費に1,701万円、農地防災事業費の県営地盤沈下対策事業補助金に1,260万円、地籍調査事業費には1,404万円を計上いたしました。

商工費では、商工会への補助金や中小企業支援など商工業振興費に1,189万5,000円を計上いたしました。

続いて土木費につきましては、建設課現場業務の委託料に5,702万4,000円、道路維持費に804万円、道路簡易舗装費に3,005万円、一般町道新設改良費に1,562万円、橋梁維持費では鳴門藍住大橋橋梁修繕工事に2,600万円を、都市計画費では下水道事業会計への繰出金に2億円など、住民生活に密着した事業への計上に努めたところであります。

また、町営原団地の空き棟3棟の取壊しなどの工事費1,155万6,000円を計上しております。

消防費については、消防本部の指令システムを消防救急無線のデジタル化にあわ

せて、高機能消防指令システムに更新する事業を予定していることもあり、常備消防費負担金に5億3,313万6,000円を、非常備消防負担金に4,340万7,000円を計上、また、災害対策費では、県の総合情報通信ネットワークシステムの更新に伴う事業費負担もあり、2,256万1,000円を計上いたしました。

教育費については、北小学校と南小学校体育館の照明設備落下防止対策工事等を予定しており、小学校総務費の工事請負費に2,100万円を、中学校総務費では、藍住中学校体育館非構造部材耐震化工事や中学校2校の空調設備設置工事など工事請負費に1億6,050万円を計上いたしました。

また、地域連携コンサート事業費1,248万3,000円、文化費では、勝瑞の正貴寺跡公有地化のための用地取得費を計上するなど勝瑞城館跡整備事業費に6,724万円を計上いたしました。これら歳出に対する主な歳入につきましては、町税が38億4,226万1,000円、地方譲与税が9,000万円、地方消費税交付金については4億6,770万8,000円で、うち、消費税率引上げに伴う社会保障財源化分は1億9,265万8,000円となっております。

地方交付税は、現段階における試算見込みを踏まえ、普通交付税は前年と同額の13億円、特別交付税は1億円の計上としております。

国・県の補助金については、合わせて18億8,154万円を計上、町債は、交付税の振替措置である臨時財政対策債で4億5,000万円を計上したほか、事業に係る起債発行としては、県営地盤沈下対策事業や学校体育館の照明設備の落下防止、非構造部材の耐震対策、また、中学校の空調設備設置工事に係る事業債に1億2,820万円を予定しております。そのほか、各事業の財源として、分担金及び負担金、諸収入などを見込んでおりますが、歳入見込みに不確定要素が大きく、歳入を押さえたこともあり、当初予算段階では前年度に続き、基金からの繰入金を計上、退職手当積立金1,100万円と合わせて、1億8,500万円の積立金取崩しを余儀なくされたところであります。なお、今後の余剰金の状況により、補正予算におきまして、できる限り基金繰入の減額に努めたいと思います。

第8号議案、平成27年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）予算については、前年度と比較して4億7,500万円の増額で、予算総額を37億3,000万円といたしました。

歳出の主なものは、総務費を2,004万9,000円、保険給付費を22億3,513万円、後期高齢者支援金等を4億2,203万円、介護納付金を1億7,000万円、共同事業拠出金を8億2,601万円、保健事業費2,066万円、諸支出金を2,711万円とするものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税を6億6,100万円、国庫支出金を8億4,703万円、療養給付費交付金を2億5,001万円、前期高齢者交付金を7億8,001万円、県支出金を1億6,300万円、共同事業交付金を8億2,600万円、繰入金を1億9,483万2,000円とするものであります。

第9号議案、平成27年度藍住町特別会計（介護保険事業）予算については、前年度と比較して1億4,800万円の増額で、予算総額は23億1,600万円といたしました。

歳出の主なものは、総務費を2,477万7,000円、介護認定審査会費を3,811万8,000円、保険給付費を21億6,499万5,000円、諸支出金を2,032万円、地域支援事業費を5,738万8,000円、予備費を1,038万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、介護保険料を5億4,377万7,000円、分担金及び負担金を2,000万円、国庫支出金を4億8,548万3,000円、支払基金交付金を6億3,280万1,000円、県支出金を3億1,275万7,000円、繰入金を3億2,096万2,000円とするものであります。

第10号議案、平成27年度藍住町特別会計（介護サービス事業）予算については、前年度と比較して60万円の減額で、予算総額は1,020万円といたしました。

歳出の主なものは、介護予防支援に係る事業費として、賃金を317万6,000円、委託料を457万5,000円とするものであります。

歳入は、1,020万円全額を介護予防サービス計画作成費としております。

第11号議案、平成27年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）予算については、前年度と比較して500万円の減額で、予算総額は2億6,600万円といたしました。

歳出の主なものは、総務費を600万円、後期高齢者医療広域連合納付金を2億5,764万1,000円、予備費を203万9,000円とするものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料を1億9,764万9,000円、繰入金を6,658万円、繰越金を138万1,000円とするものであります。

第12号議案、平成27年度藍住町特別会計（藍寿苑介護サービス事業）予算については、前年度と比較して1,100万円の減額で、予算総額は2億3,500万円といたしました。

歳出の主なものは、介護サービス事業費を2億1,712万円、基金積立金を1,000万円とするものであります。

歳入の主なものは、介護給付費を1億8,521万円、負担金を3,663万円、繰越金を1,133万円とするものであります。なお、来年度が藍寿苑の指定管理での運営の最終年度となることから、指定管理者と十分協議をしながら介護サービスが低下することのないよう、平成28年度の移管に向けて、なお一層のサービス向上に努めてまいりたいと考えております。

第13号議案、平成27年度藍住町特別会計（下水道事業）予算については、前年度と比較して100万円の減額で、予算総額を4億6,000万円といたしました。

歳出の主なものは管理費では、流域下水道維持管理負担金3,360万円、普及対策助成金478万円、建設費では、工事請負費1億5,000万円、設計業務等委託料4,100万円、水道管等移設に伴う補償費300万円、諸支出金では、償還金として1億5,300万円を計上、歳入では、受益者負担金600万円、下水道使用料3,254万円、国庫補助金8,600万円、一般会計繰入金2億円、下水道整備事業債1億2,930万円を計上いたしました。

第14号議案、平成27年度藍住町特別会計（水道事業）予算については、収益的収入で主に給水収益、受託工事収益、工事分担金、長期前受金戻入等で5億2,720万円、収益的支出では、原水及び浄水費、配水及び給水費、受託工事費、総係費などで4億5,250万円を計上し、消費税抜きで7,063万6,000円の当年度純利益が見込まれています。

資本的収入においては、工事負担金等で、1,060万円の収入を見込んでおり、資本的支出では、老朽管の耐震化布設替工事を予定しており、固定資産取得費や企業債元金償還金など、合わせて資本的支出は、2億4,500万円を計上し、2億3,440万円の不足を生じますが、当年度分損益勘定留保資金、消費税資本的収

支調整額等により補填をいたしたいと考えております。水道事業の運営につきましては、安全な水の安定供給を図りながら、健全な事業運営に努めてまいります。

第15号議案、藍住町防災会議条例の一部改正については、災害対策基本法の改正により、多様な意見を反映できるよう委員が追加されたことから、本町の防災会議においても委員を新たに追加するよう条例の一部を改正するものであります。

第16号議案、職員の給与に関する条例等の一部改正については、去年の人事院勧告及び徳島県人事委員会勧告において、給与制度の総合的見直しが勧告されたことに伴い、本町においても、これを踏まえて、総合的見直しを実施するため、条例を改正するものであります。改正の内容は、給料表について約2.11%引き下げるほか、管理職員特別勤務手当について、管理監督職員が災害への対処等の臨時・緊急の必要により、やむを得ず平日深夜に勤務した場合においても支給するよう規定を整備するものであります。

第17号議案、藍住町手数料徴収条例の一部改正については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、本条例で引用している法律名を改める必要があり、本条例の一部改正を行うものであります。

第18号議案、藍住町工場設置奨励条例の一部改正については、工場新設及び増設を奨励し町の産業発展を図ることを目的に昭和35年に条例制定されたものでありますが、時代の変化や社会情勢に伴い、指定基準である対象事業所の固定設備の総額を5,000万円以上から1億円以上に引き上げるため、本条例の一部改正を行うものであります。

第19号議案、藍住町町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、アリーナの付帯施設の使用料について、現在、放送・記録室、電光掲示板等の全室使用の場合のみとなっておりますが、これを、全室使用の場合と放送・記録室の使用の場合に細分化し、利用者の利便性を図るよう、条例の一部を改正するものであります。

第20号議案、藍住町行政手続条例の一部改正については、平成26年6月13日に公布された行政手続法の一部を改正する法律により、国民の権利利益の保護の充実を図るため、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度が整備されたことを受け、本条例を改正するものであります。

第21号議案、藍住町福祉に関する条例の一部改正については、近年、本町においても長寿社会が到来し、めでたく100歳を迎える方が数多く誕生しています。こうしたことから100歳到達時の慶祝祝金を増額することとし、また、毎年9月1日現在で支給している99歳及び100歳以上の敬老祝金の見直しを図るため条例の一部を改正するものであります。

第22号議案、藍住町介護保険条例の一部改正については、第6期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定に伴う、平成27年度から平成29年度までの第1号被保険者の介護保険料の改正及び、介護保険法の一部改正による新たな地域支援事業の実施時期の経過措置並びに、他の保険事業と同様に督促手数料、延滞金の規定を新たに定めることから、本条例の一部改正を行うものであります。

第23号議案、藍住町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、介護保険法の一部改正により、従来、厚生労働省令において定められていた指定居宅介護支援等に係る基準について、徳島県条例で定めることとされたことから、本条例の一部改正を行うものであります。

第24号議案、藍住町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の一部改正については、介護保険法の一部改正により、従来、厚生労働省令において定められていた指定介護予防支援事業者の指定基準について、条例で定めることとされたことから、本条例の一部改正を行うものであります。

第25号議案、幼稚園の授業料に関する条例の全部改正については、子ども・子育て支援法が本年4月1日から本格施行されることに伴い、法律の趣旨を踏まえ、本町幼稚園の授業料に関して、規定の整備を図る必要があるため、本条例の全部改正を提案するものであります。改正の内容につきましては、法律の趣旨に添って、授業料の規定内容を改めるものであります。

また、預かり保育の時間を、希望者については現在の午後6時までから、午後7時までに延長するとともに、新たに緊急時の一時預かり保育制度を実施することとしており、この延長保育及び一時預かり保育の保育料を定めるものであります。

第26号議案、教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、本年4月1日から施行されることに伴い、本条例の制定を提案するものであります。この法律改正に伴う関係条例の改正等につきましては、昨年12月議会で議決をいただい

たところでありますが、その後、新たに条例制定の必要が生じたものでございます。条例の内容につきましては、教育長の勤務時間等を一般職の職員の例によることとするものであります。

第27号議案、定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定については、国家公務員退職手当法及び国家公務員退職手当法施行令の一部改正により、国家公務員の早期退職者の募集及び認定の制度が導入され、また、本町の加入する徳島県市町村総合事務組合でも、この早期退職募集制度を導入することとなりました。このため、本町においても、これまでの勸奨退職制度を廃止し、早期退職募集制度を導入するよう本条例の制定を提案するものであります。

第28号議案、藍住町保育所条例の制定については、平成27年4月1日から開始する子ども・子育て新制度においては、給付費制度の導入に伴い、既存の公立保育所の保育料のあり方や入所手続に変更が生じます。このため、保育所の設置管理条例については一定の整備が必要となりますので、既存の藍住町保育所保育の実施及び実施基準条例を廃止し、新たに藍住町保育所条例を制定するものであります。

第29号議案、藍住町特定教育・保育施設等に関する利用者負担額等を定める条例の制定については、子ども・子育て新制度が開始することに伴い、国からの給付額や徴収すべき保育料の負担額が平成27年度から改正され、保育所保育料や幼稚園授業料の見直しが必要となります。この改正にあわせ、就学前の保育及び教育の利用者負担額を一本化した藍住町特定教育・保育施設等に関する利用者負担額を定める条例を制定するものであります。

第30号議案、藍住町子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定については、子ども子育て支援法第87条では、一定の報告等をしない場合について、市町村が条例で過料を科し得る旨が定められており、適正な報告等円滑な事務の執行を確保するため、藍住町子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例を制定するものであります。

第31号議案、藍住町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、介護保険法の一部改正により、従来、厚生労働省令において定められていた指定介護予防支援等に係る基準を本条例で定めるものであります。

第32号議案、藍住町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定に

については、介護保険法の一部改正により、従来、厚生労働省令において定められていた地域包括支援センターの職員等に関する基準を、本条例で定めるものであります。

第33号議案、藍住町地域下水道改築基金条例の制定については、地域下水道処理施設の老朽化に伴い、その改築資金に充てるための基金を設置するよう、本条例の制定を提案するものであります。

第34号議案、町道の路線認定については、宅地開発に伴い道路の寄付を受けるなど、新たに町道として認定する15路線について、路線認定をお願いするものであります。

第35号議案、町道の路線変更については、宅地開発に伴い道路の寄付を受けるなどにより起点を変更する必要性が生じた2路線について、路線変更をお願いするものであります。

第36号議案、指定管理者の指定については、現在、指定管理者による管理を行っております藍住町河川敷運動公園パークゴルフ場が、この度、指定期間の満了を迎えるため、日本道路株式会社徳島営業所を管理者に指定することについて、議会の議決をお願いするものであります。

以上、本日、提案いたしました議案について、その理由と概要を申し上げてまいりましたが、予算に関する議案、条例の改正や制定、あるいは、町道の認定など、住民生活に直結した議案がほとんどであります。何とぞ、十分御審議の上、全議案について原案どおり、お認めをいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、これらの議案のほか、報告案件として藍住町土地開発公社の平成27年度事業計画を添付し、報告をさせていただいております。後ほど御覧をいただき、一層の御理解を賜りますよう、重ねてお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

佐野議長 日程第5、上程議案を常任委員会へ付託することについて、先ほど、提案理由の説明がありましたが、これに対する質疑は省略し、ただいま上程されております36議案を、それぞれ所管の常任委員会に付託をして、十分審査をしていただきたいと思います。これに異議ございませんか、お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

佐野議長 異議なしと認めます。よって、ただいま上程さ

れております36議案については、それぞれ所管の常任委員会に付託をすることに決定いたしました。事務局長をして、付託表を朗読いたさせます。

佐野議長 柿内議会事務局長。

柿内議会事務局長 (常任委員会への付託表を朗読する)

佐野議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。お諮りいたします。3月7日から18日までの12日間を休会とし、次回本会議は3月19日に再開いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

佐野議長 異議なしと認めます。よって、3月19日の本会議再開まで休会とすることに決定いたしました。なお、次回本会議は、3月19日午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。本日は、これをもって散会といたします。

(時に午前11時24分)

平成27年第1回藍住町議会定例会会議録（第2日）

平成27年3月19日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 当日の応招議員は、次のとおりである。

1 番議員 喜田 修	10 番議員 林 茂
3 番議員 濱 眞吉	11 番議員 永濱 茂樹
4 番議員 東條 義和	12 番議員 奥村 晴明
5 番議員 平石 賢治	13 番議員 小堀 克夫
6 番議員 西川 良夫	14 番議員 森 志郎
7 番議員 江西 博文	15 番議員 矢部 秀行
8 番議員 古川 義夫	16 番議員 佐野 慶一
9 番議員 小川 幸英	

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じ

5 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 柿内 直子 書記 林 隆子

6 地方自治法第121条の規定により、付議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	石川 智能
副町長	北口 高義
副町長	友竹 哲雄
監査委員	藤原 孝信
教育長	和田 哲雄
教育次長	森内 孝典
会計管理者	吉田 敬直
総務課長	矢野 博俊

企画政策課長	安川 定幸
税務課長	下竹 啓三
健康推進課長	森 伸二
福祉課長	三木 慶則
社会教育課長	榎本 文恵
住民課長	高田 俊男
生活環境課長	中野 孝敬
建設課長	吉田 新市
経済産業課長	大塚 浩三
下水道課長	奥田 浩志
水道課長	近藤 博茂

以下 余 白

佐野議長 おはようございます。規定の定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

(時に午前10時1分)

佐野議長 日程第1、一般質問を行います。一般質問の通告がありましたのは4名であり、これより既定の順序によりまして一般質問を許可いたします。なお、あらかじめお願いをしておきます。質問時間は1時間となっております。質問者は通告内容に基づき、質問の主旨を明確にして質問してください。理事者は、質問内容に的確に答弁をするようお願いいたします。

佐野議長 それではまず初めに、11番議員・永濱茂樹君の一般質問を許可いたします。

佐野議長 永濱茂樹君。

永濱議員 議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。理事者におかれましては、明確な御答弁をお願いいたします。

まず初めに、防災についてであります。阪神大震災から20年、神戸市中央区の東遊園地にともる「1. 17」と「3. 11」の竹灯籠の文字が、20年をつなぐ記録として浮かび上がっていた。6,434人が亡くなり、3人が行方不明と言われた。1995年の阪神大震災は、1月17日午前5時46分、発生から丸20年の節目となった。かつての被災地では遺族らが鎮魂の祈りをささげ、つらく重い経験を未来の世代につなぐことを誓い、東北の被災地にも思いをはせた。天皇・皇后両陛下は1月17日、神戸市の兵庫県公館で営まれた阪神大震災20年の追悼式典に、10年ぶりに出席して祭壇に供花されました。また、「阪神淡路大震災1. 17のつどい」が開催された会場では、約1万本の竹灯籠で「1995. 1. 17」の文字が浮かび上がり、発生時間に合わせ1分間の黙禱、午後5時までに過去最多の約7万5,000人が集まったと言われ、今年は初めて新成人を代表して兵庫県西宮市職員小川和昭さん20歳も挨拶に立ち、「新しい神戸を築いていく。」と抱負を述べられた。5年ぶりに遺族を御招待して県公館で開かれた追悼式典では、井戸兵庫県知事が「経験と教訓を未来へと伝え、減災社会を実現する。」と決意を表明しました。東日本大震災で大きな被害を受けた、岩手県陸前高田市では、17日、被害者らが神戸市から分灯されたガス灯「希望の灯り」を前に阪神大震災が発生した午前5時4

6分に合わせて黙禱しました。そのほか阪神大震災20年にちなんで各地で防災訓練があった。自主防災組織などが鎮魂の祈りをささげた後、体験者から話を聞いたり、炊き出し訓練をするなど、参加者は当時の神戸の状況に思いを巡らせ、防災の誓いを新たにいたしました。

県内においては、石井町で町防災訓練が同町高川原の石井中学校であり、町民ら約1,000人が南海トラフ巨大地震発生時の対応を確認した。午前9時、町内で震度7を観測する巨大地震が発生したとの想定で実施、体育館に避難した町民は町防災士らの指導を受けながら、簡易トイレやテント型の更衣室の設営を体験した。校舎屋上では県の防災ヘリによる救助訓練もあった。近くの湯川励さん70歳は訓練で学んだことを生かし、災害時には、家族や近所の人と助け合いたいとのことでありました。すなわち自助共助の精神であります。また、松茂町での丸須自主防災会は広島丸須自治会館で、震災の教訓を学ぶ防災講座と炊き出し訓練をした。住民ら50人が震災で犠牲になった6,434人の冥福を祈って黙禱をささげたとあります。県防災人材センター活動推進委員の今田真梨子さんが「南海トラフ巨大地震に備えて」と題して講義、阪神大震災では死亡原因の73%が倒壊家屋などによる窒息や圧死だったとの指摘、「自宅の耐震化や家具を固定して命を守って。」と訴えました。炊き出し訓練もあり、米1合が入った炊飯袋とレトルトカレーを大型釜で温め試食したとのことでありました。

また、徳島県においても、先月の2月6日午前、徳島県南部を襲い、最大震度5強を記録した南部地震は住民に不安を与えた。人的被害はなかったものの、県道沿いの石積みが崩れたり、建物の壁にひびが入ったりするなど、揺れの激しさを感じた。県などは被害の把握に追われていたとのことでありました。

このように、阪神大震災で震度7、死者6,434人、東日本大震災で震度7、死者1万5,000人などと、この度の徳島県南部地震にちなんで、各地で防災訓練、自主防災組織が活動されていますが、県外・県内のように藍住町は、行政として南海トラフ巨大地震に備えて、どのような対策を講じられたのか伺いたい。自主防災組織・防災団の活動についても伺いたい。

次に、今後の南海トラフ巨大地震に備え自主防災組織の拡充と、災害時に県内・県外の行政間での連携救助を視野に入れた、公助対策を講じていただきたい。要望事項として、藍住町自主防災の組織を連合会及び連絡協議会とかに組織を設立、結

成していただきたい。また今後、自主防災組織を存続するためにも、年1回、防災の日の9月1日に合わせて行政の要請で、各地区自主防災組織創立者OBの方、現役の方、各地区消防分団OBの方、防災団の方、板野署の藍住担当、東交番、西交番の方、東部消防の方、各地区長等にも参加していただき、30年以内に70%の確率で来ると言われている南海トラフ巨大地震に備えての対策、対話討論会を講じていただきたい。町民の安心・安全対策であります。

また、別の視点から防災対策として、地震・台風・豪雨・津波等についても最新情報の内容も含まれた講演、講習を県立防災センターにお願いしていただきたい。要請があればいつでも行きますとの返事はいただいております。災害から命を守る対策、順番があると思いますので、早期要望をお願いします。

次に、台風豪雨災害、暮らしに役立つロープワーク講習について、平成25年5月30日、JA藍園支所女性部総会の後、女性部部长さんの呼びかけで、山本邦一講師の指導で暮らしに役立つロープワークの講習会を行い、80人余りの女性の方が熱心に実技され、好評であったと伺っております。そこで、人命救助にもつながるための施策、防災と暮らしに役立つロープワークの講習会を今度はJA住吉支所の女性部の方にお願いしておりますので、行政からもお願いしていただきたい。また、台風・豪雨災害に備え、藍住町社協の局長さんにもお願いしておりますので、各地区協にもあわせて行政の支援をお願いしていただきたい。山本さんは今年に入り、水難防止技術の普及に尽力されたとして、「国交相表彰」されました。減災実技指導など評価されて全国で3人が初めて選ばれました。ロープワークの冊子でも詳しく指導しておりますので安心であります。

また、次に防災に対する心構えの啓発として、現在の自主防災組織の進捗状況を伺いたい。何箇所が実在しているのか、また年間の活動内容について、行政としてどこまで把握しているのか、今後どのような指導対策を講じられるのかも伺いたい。

次に、学校教育、不登校といじめ問題、子供たちの生活実態把握について、今年に入り、2月に和歌山県紀の川市の住宅地で、市立名手小5年森田都史君11歳が殺害された事件、川崎市川崎区玉川河川敷で、中学1年上村遼太君13歳が殺害された痛ましい事件が相次いで発生した問題に対して、行政と教育委員会はどうのような対策を講じられたのか伺いたい。いつ、どこで、どこの学校で何が起こるか分からない現実状況、子供たちの環境も含めて子供たちの生活実態把握はどこまででき

ているのか伺いたい。また、不登校についても、小学校・中学校の人数と、いじめ等についても、どこまで把握されているのか伺いたい。そして、今後不登校・いじめ問題については、どのような取組方をされるのかも伺いたい。

次に、学校の先生・生徒指導主事・先生方の心の負担軽減対策について、不登校・いじめ問題については、家庭が悪い、しつけが悪い、学校が悪い等とよく言われているが、どのようにすれば不登校の子供が一人でも少なくなるのか、少しでもいじめがなくなるのかは、大人社会の問題と思います。学校・家庭だけに任さず、地域社会が悩みを持つ子供に対して、家庭の環境から入って、その子供の心の扉を開いてやる努力を大人がしなければと思います。先生についても、家庭には我が子供がおります。先生方の心の負担を軽減するため、子供に愛情を持って悩みを聞いてやるためにも、よく言われるゆとり教育、すなわち先生方の気持ちの配慮であります。藍住町を将来担う子供たちのために、そして不登校・いじめから守るためにも、町財政で先生の採用と、又は経験豊富な先生と先生OBの採用対策を講じていただきたい。子供たちの安心・安全対策にと、明るい学校環境づくりに取り組んでいただきたい。いじめの早期情報周知対策としては、学校内に場所を勘案して人権目安箱の設置を講じていただきたい。

ただいまの、ゆとり教育、先生方の負担軽減策として、先生と先生OBの方の採用については、予算が伴うので、石川町長に答弁をいただきます。

次に、町内の県道交差点の時差信号設置要望について、町内の県道沿いの交差点、場所によってですが、朝の通勤時間帯に車が渋滞して、通学児童、地域住民は大変困惑しております。緩和対策として板野署に相談に行きました折、県の担当課に実情をよく話され、右折レーンのない場所については、少しの時間帯でも右折の時差信号の設置をお願いしたらとアドバイスをいただきました。町内の県道沿いの交差点、よく実情を把握されて、行政から県の担当課へ陳情していただきたい。藍住町民の交通事故防止対策、防災避難対策、誘導対策になります。以上であります。

佐野議長

矢野総務課長。

矢野総務課長

それでは、私のほうから永瀆議員さんの御質問の中で、防災関係につきまして、御答弁をさせていただきます。

まず、先ほど永瀆議員さんからも質問の中で申し上げられておりましたが、阪神淡路大震災から20年を迎えることとなりました。この20年を迎える中での防災

訓練等の活動についてであります。防災訓練は年間を通じて計画し、住民参加の訓練では、地域の住民はもとより防災団や消防、警察のほか、専門機関などの協力、参加をいただき行っており、そのほか、地域での防災講座、また、職員を対象といたしました訓練などを実施をいたしておるところでございます。

震災発生の日前後での取組という御質問がございましたが、1月16日に県主催の図上訓練、こちらのほうも町も参加をいたしております。3月10日には、町職員と北小学校が合同で避難所の確認、また開設訓練を、それから3月14日には、これは職員対象でございますが、全職員を対象にした通信訓練を行っております。なお、住民を対象とした訓練につきましては、1月17日、これは阪神淡路大震災の日でございますが、この日に、町内全域を対象にエリアメールによりますシェイクアウト訓練を実施するというので計画をいたしておりました。しかし、ちょうどこの日が大学のセンター試験日と重なるということで、試験会場での混乱を考慮いたしまして、急遽中止をいたしました。日程変更につきましては、事前の準備も必要ということで今回は見送ったというところでございます。来年につきましては、また再度検討し実施をしてまいりたいと考えております。

続きまして、自主防災組織の連合会や連絡協議会のような組織をつくり、研修や討論、意見交換ができる場とすることにつきましては、防災啓発とともに、防災組織の強化につながるということで、連合会組織、非常に大事なものと考えております。

また、住民を交えた訓練等は防災意識を高める絶好の機会となるものでございます。震災記念日、防災の日等、節目に合わせた防災訓練や防災関係者による研修会、情報交換の場なども考えていきたいと思っております。

また、徳島県立の防災センターの方によります講習につきましても、必要に応じまして研修会等を開催のとき、講師として要請もお願いしたいと思っております。

続きまして、ロープワークの講習につきまして、こちらにつきましても、人命救助はもとより、暮らしにも非常に役立つものと考えております。これまでも、議員さんのお話もございましたが、国土交通省OBであります防災エキスパートの山本氏、それから板野東部組合消防署員の御協力もいただいて何度か実施いたしましたこともございます。今後も町が行います訓練や講習に、このロープワークの講習も取り入れてまいりたいと思っております。

また、対象者や団体を限定した、個別に町からこの方をとすることは難しい面もございますが、それぞれの団体や地域で行う防災訓練、それから各種活動につきましては協力を町もいたしますし、講師の紹介、ロープワークも含めまして講師の紹介などの支援も行ってまいりたいと思います。

自主防災組織の現状につきましては、現在、本町には93組織が結成されております。しかしその多くは地域の初期消火活動を主な目的とした自衛消防隊でございます。しかしながら現在では、東部消防組合、消防団が充実をしましてまいっております。組織の役割も大きく変化しており、地震や洪水などの自然災害に対する地域の防災力としての活動が期待されるところでございます。現在の自主防災組織の活動状況については、補助金等の実績報告から見ますと11の自主防災組織がよく活動されているようでございます。主な活動の内容につきましては、それぞれの防災組織で考えて特徴を出された活動が見受けられますが、内容的には炊き出し訓練をされたり、避難訓練で避難路の危険箇所調査・確認、消火の訓練、防災講座を開催したり、それから県の研修会講習会等へ参加されるとか、後AED講習などもされておるようでございます。

町といたしましても自主防災組織の重要性は十分に認識をいたしております。平成26年2月には既存の自主防災組織の活性化を目的とした活性化交付金、昨年4月には組織の結成促進を目的とした結成促進交付金を新たに創設をいたしました。

このほか、昨年7月、8月には「自主防災組織の結成、活性化」に関する休日相談日を設けさせていただきまして、自主防災組織の活性化に向けて取組を進めてまいっております。現在、わずかではありますが、その効果も出てきておると考えております。しかしながら、活動状況はまだまだでございます。防災団等とも連携し、地域での防災リーダーづくりや育成も図りながら、防災啓発や自助・共助、地域コミュニティの重要性を訴えていき、自主防災組織の活性化を図ってまいりたいと考えております。

教育関係の中で、最後で御質問ございました町内の交差点の時差信号設置要望につきましてということですが、こちらは私のほうから御答弁させていただきます。それで先ほど議員さんからも御指摘のございました、県道との交差点、通勤時間帯は渋滞をいたしております。時差式信号設置要望等につきまして、県等関係機関へ要望してまいりたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

佐野議長

和田教育長。

和田教育長

永瀆議員さんの御質問に答弁申し上げます。

和歌山県紀の川市や川崎市で、子供が殺害された事件は、記憶に新しいところです。このような痛ましい事件は、藍住町では絶対に起こしてはならないと肝に銘じているところであります。

藍住町では、かねてより、子供たちの安心・安全確保を最優先課題にして実践してまいりました。現在実施中の具体策としては、「千の瞳大作戦」により、地域を挙げて子供たちの安全に取り組む。下校時見守り巡視員により、毎日4台のスクーターで小学校校区ごとに見守りパトロールをする。警察官OBを青少年対策監として採用し、子供たちの安心・安全確保と非行防止を図る。生徒指導に堪能な人を学校支援サポーターに任命し、学校に常駐の上、生徒の相談に乗ったり、非行防止に努めたりする。いじめの早期発見方法として、専門家が作ったQ-Uアンケートに加え、学校独自のアンケートも適宜かつタイムリーに実施する。鳴門教育大学予防教育科学センターと連携し、予防教育を町内4小学校全てで実践する。不登校対策としては、定期的に不登校児童生徒対応連絡協議会を開き、学校・教育委員会・キャロツ子学級・スクールカウンセラーの関係者が出席し、不登校児童生徒一人一人の実態把握とその対応について、確認・協議をする。不登校児童生徒に対するボランティアサポーターとして、地域の人材を活用する。以上、子供の安心・安全に対する藍住町の実践中の対応策を8項目を申し上げます。今後とも、活動内容を一層充実させていきたいと考えます。

次に、平成26年度における現時点までのいじめの件数を申し上げます。小学校が13件、中学校が35件です。冷やかしやからかい悪口などがほとんどですが、中には、仲間はずれにする行為や、叩いたり蹴ったりする暴力行為も含まれていました。小学校13件のうち、解消しているもの6件、一定の解消が図られたが継続支援中のものが7件です。中学校35件のうち、解消しているもの24件、一定の解消が図られたが継続支援中のものが7件、解消に向けて現在取組中のもの4件です。

次に、藍住町の不登校児童生徒数を申し上げます。小学生では、学校を休みがちの子12名、不登校児童生徒のための適応指導教室であるキャロツ子学級に通級している子4名、在宅不登校傾向にある子3名、計19名です。中学生では、学校を

休みがちな子16名、キャロツ子学級に通級している子12名、在宅不登校傾向にある子24名、計52名です。これは、2月24日の不登校児童生徒対応連絡協議会にて、学校及びキャロツ子学級から報告を受けた人数です。なお、文部科学省の定義によれば、年間を通じて合計30日以上休んだ時点で不登校とされており、また、適応指導教室に通学している子は出席扱いにしていますが、藍住町では、今、学校に行けているかどうかという観点で判断している点を申し添えます。

次に、いじめの早期発見のため、「学校に人権目安箱の設置をしてはどうか」との御提案につきましては、現在、学校で定期的かつタイムリーにいじめ等の児童生徒アンケートを実施しており、現時点では目安箱設置の必要性は低いものと判断します。

最後に、これは町長さんあての御質問でございましたが「いじめ対策のため、町費で教員及び教員OB採用を」との御提案に対しまして答弁申し上げます。まず、県教委から児童生徒支援として、町内の2中学校2小学校に県費教員として、現在既に加配教員をいただいています。また、町費により、先ほど申し上げました青少年対策監と学校支援サポーターを設置しています。県費の教員と町費の職員による連携で、子供の安全を守り、子供の非行化防止に努めております。「教員の負担を少しでも減らそう」との永瀆議員さんの御配慮に感謝しつつも、藍住町では、現体制を維持していきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

佐野議長

永瀆茂樹君

永瀆議員

ただいまから再問いたします。

防災に対する心構えの啓発について、東京都千代田区の国立劇場で開かれた政府主催の追悼式には、岩手・宮城・福島の3県の遺族のほか、安倍晋三首相や天皇・皇后両陛下など、1,120人が参列した。震災が発生した午後2時46分に黙禱し、犠牲者の冥福を祈るとともに、教訓を後世に引き続き復興に取り組む決意を新たにしたとのことでありました。3県の遺族代表宮城県石巻市の菅原彩加さん19歳は、津波で母親を亡くした体験を語り、「震災で失ったものと同じくらいのものを私の人生を通して得ていけるように、しっかりと前を向いて生きていきたい。」と誓ったと言っています。遺族代表の言葉に先立ち安倍首相は式辞で「最新の英知を取り入れ、総合的な防災対策に政府一丸で取り組む」として、防災分野で国際貢献する決意を語った。天皇陛下は哀悼の意を表し、「依然として被災者を取り巻く

状況は厳しく、これからも国民皆が心をつなげて、寄り添っていくことが大切だと思います。」と述べられていました。岩手県と同県野田村の合同追悼式では遺族代表の広内実さん41歳が「震災を今後必ず発生する災害として考え、犠牲者を出さないための防災に取り組んでほしい。遺族の願いはそれだけです。」と力を込めて言われておりました。私たち国民への震災に対する教訓でもあります。

また、避難所生活の心構えを学ぶとして、南海トラフ巨大地震に備え、避難所生活を余儀なくされた場合の心構えや過ごし方などについて学ぶ講座が、2月21日北島町の県立防災センターであり、70人が参加したと言われております。講師を務めた徳島市の防災士、金山利勝さん71歳は、「避難所の運営を担うのは住民自身。」と指摘しております。南海トラフ巨大地震に備えての対策、避難生活学ぶ講座等の計画も検討していただきたい。

3月に入り、新しい情報を得るために北島町の県立防災センターに行って、防災センターの次長さんと係長さんに面会して、いろいろと情報提供をしていただく中、一番新しい、このような「防災ハンドブック」、一番新しいこのような「防災ハンドブック」、一番新しいブックこれを頂いてきました。

〔永瀆議員、「防災ハンドブック」を掲示する〕

永瀆議員　　これですね。一番新しい。防災ハンドブックを頂きました。エフエム徳島出版の本で無料で、行政にも持って行ったとのことがありました。先日も電話して、問い合わせてきましたら、500くらいだったら、あげましようという返事をいただいておりますので、また、行政のほうの方よろしく願います。防災関係機関、例えば、自主防災組織設立等と、どこまで配布されたのか伺いたい。本の内容として「突然やってくる災害を知ろう、地震発生から避難所までより多くの命を救うために。」として、災害医療に対してなど詳細に記載されております。関連として、「視覚障がい者のための防災ハンドブック」の提供についても対策を講じていただきたい。

また、阿南市那賀川町平島分館では、地元の自主防災メンバーの指導で、段ボールで作った簡易ベッドの作り方を学んだ。「床で寝るよりも柔らかくて温かい。」と好評でありました。また、トイレについてもミカン箱をテープで貼り、穴を開けてビニール袋を中に入れると利用できます。その時に、このように。

〔永瀆議員、トイレ用の袋・凝固剤を掲示する〕

永瀆議員

これがコンパクトトイレ、トイレの袋です。凝固剤が入っております。排便後凝固剤を振りかける、使用方法については、この袋に詳細に書いてあります。いつ起こるか分からない南海トラフ巨大地震に対しての心構え、安心・安全対策でもあります。ほか市町村に後れをとることなく、対策を講じていただきたい。

次に、台風・豪雨災害に備え、社協・地区協・JA住吉支所女性部等へのロープワーク講習については、3月15日の広報あいずみに水防功労者として、国土交通大臣表彰受賞の山本邦一さんの写真が掲載されております。山本さん夫婦は現在各種団体や学校での啓発活動に、また、自主防災組織の活動にも支援されています。山本さんをお願いしていますが、各種団体のロープワーク講習については、行政からの要請、支援をしていただきたい。

次に、学校教育、不登校・いじめ問題について、徳島県教委は3月4日、幼児教育の充実を図るための基本計画「県幼児教育振興アクションプランⅡ」を策定した。4月から始まる子ども・子育て支援新制度を踏まえ、幼稚園だけでなく、保育所や認定こども園でも質の高い幼児教育の実現を目指す。プランⅡの実施期間は2015から2019年度まで、県が教諭らの専門性向上のための研修を行い、幼稚園などは一人一人に応じた指導計画の作成や保護者との信頼関係の構築などに取り組むと言われております。

3月上旬の「読者の手紙」の中に、「次代を担う少年たちを守ろう」とし、内容としては、「涙が出る、わずか13歳の子供が無残にも殺害された。楽しいことが待ち受けているはずだったのに無念さが募る。最近の凶悪事件は、いつも関係者が後手に回っていると思う。中学校の教員であった私は、不登校気味の生徒とも一緒に学んだ。勤務校では、どんなささいなことでも見逃さず、学年団の教師が一丸となり、生徒を見守り指導してきた。毎日楽しく過ごす活発な生徒が校内にあふれていた。不登校生には、どんな困難があっても、会って話すのが教師の仕事である。罪を犯した少年の両親は、18年間彼に何を教えたのか。せめて他者への優しさの一つでも教えていたらと思う。寒々とした深夜に命を落とした少年が思ったことを想像すると悲しすぎる。次代を担う若者たちを守らなければ、来る新世紀まで日本はもたないと考えてしまう。」と結ばれていました。また、先ほどの答弁での1番目の「千の瞳大作戦」から8番目の不登校児童生徒に対するボランティアサポーターと

して、地域の人材を活用する等と、質問の趣旨をよく把握されて、るる、答弁をいただきました。よくできていると思います。しかし、安心はできません。私は、いじめ・不登校問題については、地震・災害と同じで、いつ発生するか分からない、心構えの啓発であります。今後とも活動内容を一層充実していただきたい。

先日、町内の卒業式に出席しました折、卒業生の担任の先生が子供たちに「夢」と題して文字を表現されていきました。大変よくできた内容で、「夢」は、人を突き動かすエネルギーです。「学校とは」将来自分がなりたい自分になるために勉強する場所であります。「夢」に期限をつけると、それは「目標」になります。「目標」がはっきりすれば、「行動」になります。「行動」はおのずと明確になり動き出します。「夢」は必ず実現します。」とまとめておりました。「夢を諦めてしまったら、夢は実現しません。」と子供たちに分かりやすく記載、説明されていきました。内容を把握して感激した次第であります。

ここで、関連として、子供たちのいじめ・不登校、解決策として、子供たちに将来何になりたいのか、自分の夢を持たせることです。子供たちの好きな教科、科目を先生が見定めて伸ばしてやる。クラブ活動は何が得意なのか、クラブ活動での趣味が合えば友達が増えて、楽しく何事にも相談でき、いじめ対策にもなります。そしてクラブ活動が楽しくなれば、学校へ来るのも楽しくなり、目標に向かって励み、努力することで自信ができて、勉強にも結びつくと思います。子供たちは計り知れない無限の英知を持っているので、先生方が、一人一人の才能を見つけ引き出していただき、明るく楽しい学校生活にと導いていただきたい。

次に、町内県道への交差点右折レーンの時差信号設置要望について、今月初めに板野署長の異動があり、訪問挨拶に行きましたところ、3月の異動で、署長、副署長、交通課長、防犯課長さん等が替わられたとのことでした。どの部署の方にも町民の安心・安全対策関係がありますので、挨拶に行きお願いしてまいりました。その折の話の内容の折、県道への町道交差点、右折レーンがない所は車が渋滞して困っておりますと話しましたところ、場所によってですが、何分か、何秒かの「時差信号の設置」を県道の関係機関に要望したらとアドバイスをいただきました。よろしく対処していただきたい。ちなみに、先日社会福祉協議会の局長さんに、町内各地区長会議の折に各地区の県道沿い町道交差点の自動車渋滞について、現状把握を検討していただきたいとお願いしてきましたので、県等の関係機関へ再度要望して

いただきたい。防災の避難場所への助長対策でもあります。以上、答弁をいただき再再問します。以上であります。

佐野議長

矢野総務課長。

矢野総務課長

それでは永瀆議員さんの再問のうち、防災関係につきまして、御答弁させていただきます。

南海トラフ巨大地震に備えての対策として、災害時の避難や避難所運営について、これまでも避難訓練や職員の避難所開設訓練などを行っていますが、日頃から避難生活や避難所運営の準備、心構えをしておくことも、災害時の混乱を考えると非常に重要なことでございます。避難所運営や心構えについての研修や講座等も考えてまいりたいと考えております。

次に、「防災ハンドブック」についてでございますが、このハンドブックにつきましても、先ほど永瀆議員さんからも御紹介ございましたが、エフエム徳島、毎年9月に発行しております。現在一番新しいのが、平成26年版となっております。それで本町での部数でございますが、以前は毎年1,000部頂いておりました。内容的に非常によくできたものでございます。情報提供資材としてコンパクトにまとまっており、内容的にも啓発資材として大変分かりやすいということから、平成25年度からは500部増やしていただきまして、現在、毎年1,500部頂いております。こちらにつきまして、防災訓練や防災講座で配布をいたしております。また、一部は社会福祉協議会のほうへ配布をいたしまして、地区協とか福寿会などのほうでも利用していただけるようにいたしております。また、庁舎のほうでは来庁された方、それから防災相談の時に配布できますように、庁舎の1階と3階総務課の前にも配布用として置いております。

それと関連でございますが、視覚障がい者のための防災ハンドブックについてでございます。こちらにつきましても、防災ハンドブックを基にしておるものと思っておりますが、視聴覚障がい者支援センターのほうで作成をいたしております。以前聞いた時は、400部程度作っておると聞いたことがございます。それで主に、支援センターの登録された利用者のほうへ配布しておるようでございます。それで視聴覚障がい者支援センターのほうに確認いたしましたところ、部数に限りがありまして、多くの部数を役場等へ送ることは難しいということでございます。それで必要に応じて本人から直接センターへ申し込む場合、それから町が代理となって申し込みを

するという事は可能ということでございます。ここらへんにつきまして、また町の広報等で紹介なり、案内をしてまいりたいと思います。

それとコンパクトトイレに関してでございます。それで簡易トイレの関係は、本町でも簡易トイレ、それとそれに使いますトイレ用袋、凝固剤がセットになったものを購入いたしまして、備蓄を進めていっております。現在のところ、簡易トイレは72台、トイレ用の袋・凝固剤が60セット、一つのセットで100個入りですので凝固剤でいいましたら、現在6,000個備蓄をいたしております。それと簡易トイレ、それから凝固剤の関係でございますが、各学校で順次行っております避難所での避難訓練時にも展示等行っておるところでございます。今後も、備蓄を進めてまいりますとともに、使用方法等についても、周知を図ってまいりたいと考えております。

それと、各種団体や機関でのロープワーク講習につきまして、こちらも先ほど御答弁させていただきまして、町といたしましても支援をしてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

佐野議長

和田教育長。

和田教育長

永瀆議員さんの再問に答弁申し上げます。

永瀆議員さんの御指摘のとおり、子供たちが自分の将来に夢を持つことと、そして子供のよさを認めて褒めて、その子の長所を伸ばしてあげることは、教育上、とても大切なことです。この二つは、大人の重要な責務でもあります。自分の将来に夢を持つことができた子は、夢を実現するための具体的な目標を描き、その目標に向かって努力することができます。やる気も湧いてきます。また、自分のよさを認められ褒められた子は、自己肯定感が高まり自信と勇気が出てきます。他者に対しても優しい心を持つことができます。教師も親も行政もしっかり連携して、子供たちが自分の将来に夢を持ち、自己肯定感が高まるような学校教育、家庭教育が実践できるよう、教育委員会としても頑張っていきたいと思っております。以上、再問に対する答弁とさせていただきます。

佐野議長

吉田建設課長。

吉田建設課長

永瀆議員さんの町内の交差点の時差式信号設置の要望について答弁いたします。先ほど、総務課長のほうからも答弁申し上げましたとおり、県道と町道との交差点での時差式信号の設置について、県の公安委員会

及び関係機関に要望をいたしたいと考えております。よろしく申し上げます。

永瀨議員 以上でけっこうです。

佐野議長 次に、6番議員・西川良夫君の一般質問を許可いたします。

佐野議長 西川良夫君。

西川議員 議長から許可をいただきましたので、一般質問を行います。

介護保険法改正による本町の取組について、お尋ねをしたいと思います。

まず、介護給付費抑制に向けた取組について、3年ごとに見直される介護保険事業は同時に介護保険法も改正になり、平成27年度から新たな取組が実施されることとなります。法改正により介護職員の賃上げ以外の費用は極力抑制することになっております。介護費の総額は2014年度には10兆円に膨らみ、2025年度には21兆円に増える見通しであります。65歳以上の高齢者が負担する保険料、全国平均は現在の月4,972円から2025年度には8,200円程度に上がるとされ、財政や家計を圧迫する費用増に歯止めをかける必要があるとしております。給付費抑制の対象は特別養護老人ホームや通所介護、デイサービスなどで、事業者の利益率が高いためと説明しております。厚労省が昨年調べた利益率は特養が8.7%、デイサービスが10.6%と依然として高い状況になっており、特養ホームについては、運営を独占する社会福祉法人が平均3億円、総額2兆円もの剰余金を蓄えているとの指摘もあり、基本料をもう一段下げ高すぎる利益率を是正するとしております。藍住町の介護認定率は県下で下から3番目ぐらいと低いほうと思いますが、それに対して第1号被保険者一人当たりの給付費が認定率に対してかなり高くなっており、保険料も今回5,800円に改訂され県下でも高いほうだと言われております。認定率と保険料の関係は矛盾しているのではないのでしょうか。全国平均より1,000円近く高く、平均年齢の若い藍住町がなぜ他の地域より介護保険料が高いのかと、よく聞かれますがサービスの利用率が保険料に反映されるとしても何が原因で利用率が高いのか、その他の要因は何なのかをお尋ねしたいと思います。介護費増加要因のもう一つが事業者からの不正請求だと言われております。毎年、全国各地で100前後の介護保険事業所が指定取消処分を受けており、年を追うごとにその数は増加しております。指定取消処分を受ける一番の多い理由として

は、介護給付費の不正請求です。2007年には、最も世間を賑わせた行政処分として、訪問介護最大大手コムスン15億円の不正受給問題。2012年には医療法人豊岡会が、過去最高の介護報酬約25億円に加えて診療報酬50億円、過去最大の不正受給で愛知県と静岡県から処分を受けております。徳島県でも平成22年度1年間で13の事業所の指定取り消しを行っております。その後も不正請求は後を絶たず架空のサービス提供記録に基づき介護報酬の不正受給を繰り返した上、人員基準を満たさないまま運営を続けたなどとして、平成24年には5か所、昨年もありましたが、いずれも新聞記事によるものであります。介護サービスの在り方については疑問を持つ方が多くいるのは日頃感じているところであります。この記事で言われている高齢者施設とは、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、特定施設以外の無届け施設などになりますが、もちろん、全ての高齢者施設がこのような悪質な介護を行っているわけではありません。介護保険制度は高齢者の生活を支える制度として定着し、介護サービスの利用は大幅に拡大いたしました。その一方で、過剰なサービスや不適切なサービスの提供といった問題も一部で見られるようになり、これらの過剰、不適切なサービスによる介護給付費の増大や介護保険料の上昇が懸念されているところです。こうした状況を受け、利用者からの苦情処理の業務を通じて、不適正、不正な介護サービスが提供されていないかといったチェックもされるようになりました。市町村に対して国保連合会は、介護保険法上の苦情処理機関として明確に位置づけられております。サービス利用者、家族、その他関係者からの苦情相談についての現状はどういうものかお尋ねしたいと思います。

平成18年4月に新たに創設された地域支援事業、介護保険事業は要支援・要介護認定で、非該当と認定された方も利用できますが、市町村が実施責任の主体者となり、地域包括支援センターがその介護予防ケアマネジメントを行っております。この事業における介護予防事業には、対象者別に二つの種類があり、一つは65歳以上の全ての高齢者を対象とする「介護予防一般高齢者施策」、もう一つは要支援や要介護になる可能性の高い虚弱な高齢者を対象とする「介護予防特定高齢者施策」です。この事業の目的は、早い段階から高齢者ができる限り自立した生活を送れるように支援することにより、要支援や要介護状態の予防やその重度化の予防と改善を図ることで、介護保険の基本理念を徹底する事業としても位置づけられておりま

す。高齢者及びその支援に関わる方を対象に、健康教育、健康相談などを通じて、介護予防に関する活動の広がりや、地域における自発的な介護予防活動の支援を行うこととなっておりますが、藍住町で現在行われている予防事業についてお尋ねしたいと思います。

次に、地域包括支援者の人材育成について、本町における高齢化率10年後には25%、65歳以上が四人に一人と予測をしており、国の方針では高齢者ができるだけ地域で助け合いながら元気で生活ができるように地域包括ケアと在宅はセットで考えられておりますが、高齢者のひとり暮らし、高齢者同士の世帯が増加し平均寿命から考えて80歳、85歳のひとり暮らし、二人暮らしの方が本当に在宅で最期を迎えることができる社会になるのかという疑問もあります。現在、日本は諸外国に例をみないスピードで高齢化が進んでおり、65歳以上の人口が、現在3,000万人を超え2042年にピークを迎え、その後も、75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されております。このような状況の中、団塊の世代、約800万人が75歳以上となる2025年以降は、国民の医療や介護の需要が、更に増加することが見込まれています。そこで、国は「地域包括ケアシステム」の構築を実現することとして、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的にできるまちづくりを実現し、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続ける姿を目指しております。地域包括ケアは生活支援、福祉、医療、介護、看護など総合的に組み合わせた地域のマネジメントであります。地域で在宅で人生の最後を迎えられるようなまちづくりを目標に、元気な高齢者の方にも活躍をしていただき、介護保険事業の安定化を目指していくのが法改正のポイントとなっております。そのための総合的な人材育成をどのように進めていくのかが最も重要な課題であります。本町の取組をお伺いしたいと思います。

続いて、地域一体の教育で地方創生についてお尋ねします。生徒、保護者、地域住民、有識者らで構成されたコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は2004年9月に制度化され2014年度で187市町村1,919校が導入しております。県下では10校と思います。制度化の背景には、生活スタイルの多様化や不登校、いじめ、学級閉鎖などの問題に学校だけでは対応が難しくなってきた。また、教職員だけでは硬直しがちな学校運営に地域住民らが参加することで、教育の安定性を高めつつ、子供の個性に応じた教育を進めることを目指しております。

文科省は2016年までに、公立小中学校の約1割3,000校にコミュニティ・スクールの設置目標を掲げ、2015年度概算要求では、学校を核とした地域力強化プラン84億円を新規で盛り込みました。一方、地域社会は家庭や学校という固定された人間関係の枠を超えて、様々な体験や関わり合いを通じた学びができる場として、子供の健やかな成長のために重要な役割を果たしてきました。昨今、各家庭において生活様式や価値観が多様化し、家庭が地域社会と積極的に関わりを持つことが少なくなってきました。また、地域における安全・安心の確保が重要課題となっている中で、日常的に地域内の子供と子供、子供と大人が関わる機会も少なくなっています。こうした状況の中、地域社会の本来持っている教育力が十分に発揮されず、様々な体験や人との関わりを通して養われるべきコミュニケーション能力の低下が危惧されています。家庭や地域社会における教育力の低下が問題視される中、学校教育への期待や要望がますます高くなっていますが、子供たちの健やかな成長は、学校教育だけで実現できるものではなく、家庭や地域社会がそれぞれ役割や機能を理解し、連携しながら課題に取り組んでいくことが必要です。

行政は、家庭・学校・地域社会の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させていくために、今後、保護者や地域住民への学習の機会を提供していくとともに、子供の活動を通して大人同士が関わりあえる場づくりに取り組むことが重要です。藍住町でも現在、各学校には様々な形で地域の方々から協力をいただいていた大変助かっているということもよく聞きますが、学校運営についての課題、現在、地域と学校の関わり状況はどのようなものか、お尋ねをします。

次に、子供たちに本物の文化芸術をとということで、個々の子供たちの豊かな成長を願うだけでなく、社会全体の課題として創造力の重要性が注目されるようになっております。2001年には文化芸術振興基本法が制定され、次代を担う子供たちに豊かな芸術体験を提供していくことが、文化政策の重点課題の一つとなっております。子供のうちから様々な芸術に触れることは、あらゆる人々が文化芸術を享受できる環境づくりに不可欠となっております。2000年前後から、芸術関係者のみならず、経済人などからも創造性を重視する発言がされるようになりました。少子高齢化が進展し経済社会が変化する中で、人々がより創造性を高めていくことが成熟社会における成長の源泉であり、持続可能な発展に不可欠だという考えが広まってきました。文化庁の事業で2002年度の「本物の舞台芸術体験事業」から始

まった学校への巡回公演は2013年度までに約13,000校で実施されております。2014年度は「文化芸術子供の育成事業」として約1,800校。同事業は、小学生から高校生までを対象に、本物の舞台芸術などに触れる機会を提供し、豊かな情操を育むのが目的です。公演するのはオーケストラに限らず、合唱や演劇から歌舞伎、能楽まで幅広く文化庁が選定した一流の団体、事前に知識の習得や内容理解を行うワークショップを実施し、本番ではミュージカルの一部で共演したりオーケストラで共演合唱を行ったりと、鑑賞だけでなく、参加体験の機会も得られることになっております。また、学校が選定した個人や少人数の芸術家を呼ぶ「芸術家の派遣事業」も実施されております。子供たちの豊かな創造力・思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につながることを目的とした事業であります。藍住町にも、昨年東小学校ですかね、オペラが来ておりますが、これもこの文化庁の進めている事業だと思いますが、藍住町は現在学校における文化芸術の教育については、どのようなものかお尋ねしたいと思います。以上、答弁により再問します。

佐野議長

森健康推進課長。

森健康推進課長

西川議員さんの御質問の中で、介護保険法改正による本町の取組について、答弁をさせていただきます。

まず、最初に介護保険料についてですが、本町にはサービス付き高齢者住宅が6か所、グループホームが8か所ある上に、介護サービス事業所が他の市町村に比べ充実していることで、サービスを受けやすい環境になっていることが、介護給付費増加の大きな要因であると考えています。また、第6期の保険料の算定には、住民の方からの要望が強い、地域密着型小規模特養の整備も含めておりますので、御理解いただきたいと思います。

続きまして、介護サービスの苦情についてですが、本年度相談を受けた事例は2件あります。1件目が要支援のため、介護タクシーが使えないとのことでしたので、全額自己負担にはなりますが、介護タクシーのサービスを実施している事業所を紹介しています。2件目が要支援者の訪問介護に時間の規定がないことから事業所によってサービス時間が違うので不便であるとのことでしたので、事業所の変更や事業所への指導で対応しています。

続きまして、介護予防事業についてですが、要介護状態になることを予防するた

めに、一般高齢者の方を対象にした「元気になれる運動教室」「脳力アップ教室」「脳健康教室」の開催や、老人憩いの家での「いきいきサロン」の開催。さらに、生活機能の低下が見られる方を対象に、3か月間集中して実施する「運動機能向上教室」「膝痛腰痛対策教室」「運動と口腔機能の向上教室」「口腔機能向上と栄養改善教室」も開催しています。参加者の方は、かなり高い割合で、運動や趣味の活動を始められていることから、一定の成果があったと考えています。今後の課題としては、今回の法改正で介護予防事業を住民主体の地域づくりにつながる施策にすることなどが、規定されたことから、本町の実情に合った具体的な実施方法を、検討する必要があると考えています。

続きまして、地域包括ケアシステムについてですが、地域包括ケアを提供するためには、地域包括支援センターを拠点に、医療・介護・福祉関係の様々な職種が連携し、継続的に支援できる体制を構築する必要があります。今回の法改正で新たに「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援・介護予防サービスの基盤整備」に係る事業が、包括的事業に位置づけられました。地域包括支援センターの業務は、これら全ての事業と密接な関係があり、地域包括ケアシステムの中核的な機関となるため、今後も必要な人員を配置していきたいと考えています。また、新しい事業の中の「認知症初期集中支援推進事業」では、支援チーム員として認知症サポート医や認知症ケア専門職などが必要になります。また「生活支援体制整備事業」では、生活支援コーディネーターの資格要件として、地域における助け合いや生活支援、介護予防サービス提供の実績がある者とされていることなどから、平成30年4月までに各種団体や介護サービス事業所などと協議しながら、人材の確保に努めてまいりたいと考えています。以上、答弁させていただきます。

佐野議長

森内教育次長。

森内教育次長

それでは、西川議員さんからのコミュニティ・スクールの推進に関する御質問にお答えをいたします。

御質問の中でもございましたように、コミュニティ・スクールといいますのは、学校と、保護者や地域住民の皆さんが一緒になって子供たちの健全な成長を支えていくために、地域とともにある学校づくりを進めるための制度でございます。コミュニティ・スクールの指定につきましては、教育委員会が規則の中で、この制度を

定めた上で、教育委員会がその学校を指定することになりますが、指定された学校においては、保護者や地域住民、関係機関の職員などで構成する学校運営協議会が設けられることとなります。学校運営協議会は、保護者や地域住民が一定の責任を持って学校運営に参画するものであり、学校長が作成する学校運営に関する基本方針を承認するほか、教育活動や教職員等の任用についても意見を述べるができることとされております。これらの活動を通じて保護者や地域住民の意見を学校運営に反映させていくものでございます。このコミュニティ・スクールの制度につきましては、先ほど西川議員さんがおっしゃられておりましたように、平成16年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正によって創設されたものでございますが、平成26年4月1日現在の全国の指定状況で、特に小中学校に限りまして、1,805校、約6%の指定となっております。なお、徳島県内の指定校につきましては、東みよし町が全小中学校の6校、つぎ町が2校、美波町が2校で合計10校となっております。現在、本町の小中学校では、藍住町立学校管理規則に基づいて、全ての学校で学校評議員制度を取り入れておりまして、保護者の代表の方や地域のボランティアの方などに評議員をお願いし、学校評議員の皆さんから学校運営や教育活動に対して御意見をいただいております。地域の意見を反映した運営が進められているところでございます。また、各学校における特色ある藍住教育推進事業などの中で、阿波踊りや稲作体験、藍文化体験学習、環境学習、部活指導など、様々な場面で地域の皆さんから学校運営に対して御協力をいただいております。そうしたことで、学校と地域との連携・協力による学校運営を継続的に実施しているところでございます。そして、これらの取組が認められ、町内全ての小学校のユネスコスクールへの加盟にもつながっているところでございます。学校と地域や保護者との連携を深めていくことにつきましては、コミュニティ・スクールも学校評議員もその精神は同じであると思っておりますし、本町も、教育の重点施策の一つに学校と地域や保護者との連携を図っていくことを掲げており、各学校において積極的に取り組んでいるところでございます。

続きまして、子供たちの豊かな心や感性、創造性を育むために、子供たちが本物の芸術に触れる機会を設けていくべきではないかとの御質問にお答えをいたします。

このことにつきましては、各学校での取組でございますが、小学校では、町内の

演奏家による邦楽体験教室を実施し、5年生が箏や尺八、6年生が琵琶の演奏を聴き、演奏体験も行っております。また、馬頭琴の演奏などの音楽鑑賞も行っております。このほか、「劇団野バラ」の鑑賞や、「劇団みんわ座」による影絵の劇、「劇団歌舞人」による「アラジンと魔法のランプ」の観劇など、各学校においてそれぞれ実施をいたしております。また、先ほど西川議員さんからも御紹介がございましたが、東小学校におきましては、昨年9月に、文部科学省の「文化芸術による子供の育成事業（巡回公演事業）」を活用し、「藤原歌劇団」によるオペラ「魔笛」の鑑賞を実施しております。これは、公演団体と子供たちとの共演もあり、事前にワークショップで話し合いを行い、公演当日には、出演者と児童との交流会も行われております。本年、新年度につきましても、6月に、この文部科学省の事業を活用して、「国際落語協会」による「落語公演」の鑑賞が計画されております。中学校におきましては、一昨年の9月に町民体育館の落成記念として行われた地域連携コンサート「あいすむまちの音楽会」において、両中学校の吹奏楽部の生徒が合同でプロのオーケストラと協演する機会が得られました。その練習の際には、プロの指揮者の方や元NHK交響楽団の首席奏者の方からレッスンをしていただき、また、当日はプロの演奏家による音楽を聴き、子供たちは貴重な体験をすることができました。本年も秋に、この地域連携コンサートを再び本町で開催する予定であり、前回と同様に両中学校の吹奏楽部との協演を計画をいたしております。今後も、様々な機会を通じて、子供たちが本当の芸術に触れることができるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

佐野議長

西川良夫君。

西川議員

答弁をいただきましたので、再問をいたします。

藍住町には施設が充実しているために、それだけ介護費がかかると、こういう話でございます。新たに介護保険サービスを利用しようというときには、自治体へ要介護認定の手続きを行い、市町村が介護に必要な状態と認定されると介護保険の給付を受けられるようになりますが、要介護認定の手続きには専門的な知識が必要な上、複雑な書類を作成しなくてはなりません。そこでケアマネージャーはお年寄り又は家族に代り申請書類を作成し、認定調査を受ける手配を行います。ケアマネージャーによってケアプランを作成しますが、このケアプランなしには介護サービスを受けることはできません。訪問介護や施設のデイサービスなど、介護の方法は様

々であり、ケアマネジャーはその中で最適なプランを考えることになっております。しかし、ケアマネの判断次第で全く違ったサービスになることもよくあることであります。昨年2月18日の新聞、朝日新聞の1面の記事に「高齢者施設お手盛り介護ケアマネ資格取り消しも。」という記事が掲載されておりました。ある男性は別のホームに移ると、請求額は10分の1以下の月約2,600円に減った上に体調もよくなり、介護度は要介護4から最も軽い1に改善した。「なぜ施設によってこんなに違うのか。」と驚いていたと言います。悪質な例も相次いでおり、同じく新聞による、新聞の記事ですけれども、この6年で全国で介護報酬の不正請求（架空サービスの請求、ケアプランの水増し）をしたとして50人のケアマネジャーの資格が取り消されたと書いております。50人のうち、31人は自ら主導したとしており、11人は施設などに強要されたということです。このように介護保険事業が不正の起きやすい事業ともいわれますが、利用者や関係者等による苦情、内部告発等により発覚することになりますが、介護保険法による事業所の立入り調査やケアプラン、ケア内容等は、どこが責任を持って指導するのかお尋ねします。先ほど、答弁にもありましたが、このサービス付き高齢者向け住宅、いわゆるサ高住といわれるものですが、この法改正によって住所地の特例措置が拡大されます。この法の改正によって今後どういうふうになっていくのかもお尋ねしたいと思います。

次に、介護給付の適正化事業についてお尋ねをしたいと思います。介護給付の適正化を図ることは、利用者に対して適切な介護サービスを確保しつつ、介護保険料の上昇を抑制することを通じて、介護保険制度の信頼感を高めていくとともに持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。介護給付の適正化事業について地域支援事業に対しては、介護保険財政の3%を上限として、介護保険制度から費用が賄われております。適正化事業の取組はどのように行っているのかお尋ねしたいと思います。

次に、予防事業については、先ほどいろいろな事業が行われているというお話がありました。全高齢者を対象とした予防事業は地域住民が主体となって、主体的に自主的に運営することが望ましいと思います。恐らく、県下24市町村の中で委託事業としているのは藍住町だけではないかと思いますが、北島町でも立ち上げ時は社協が関わっていただけで、後は自主的に住民が活動しております。藍住町はなぜ委託しなければならないのか、その理由は何なのかをお尋ねしたいと思います。

次に、介護支援ボランティア制度について、本制度は、高齢者が行う介護支援ボランティア活動の実績等を評価した上でポイントを付与し、換金した交付金で実質的に介護保険料負担を軽減するものであります。高齢者がボランティア活動に参加することにより、自らの健康等に良い効果があるほか、介護保険給付費の抑制効果もあります。本制度は、高齢者が支援ボランティアの活動を通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するものであり、活動に参加する元気な高齢者が増加することで、いきいきとした地域社会となることを目指しております。半数以上の登録者が、「張り合いが出てきた」、「健康になった」との声も寄せられておりますが、現在、25年現在で、209の自治体で実施されております。この介護ボランティア制度については、22年3月に一般質問で提案しました。その時の答弁では「介護ボランティアについては、ボランティアをされる方の介護予防にもつながり、町や地域の活性化にもつながっていくと思う。本町の特性を見極め研究したい。」との答弁でありました。あれから5年間たちますがその研究成果をお尋ねしたいと思います。介護保険法改正により27年度から3年間の猶予期間をもって要支援1・2の方を対象にしたサービスの一部を国から市町村の地域支援事業に移行することになっております。サービス低下との懸念する声もありますが、全くその心配はないと思います。移行後も財源は介護保険制度の枠内で確保される上、現在の制度で対象にならないきめ細かなサービスが可能になり利用者にとっては内容の充実に期待されるところであります。具体的には地域のニーズに合った多様なサービス、住民が主体、民間企業等多様な主体によるサービス提供、地域サロンの開催、見守り、安否確認、外出支援、買物、調理、掃除などの家事支援等が考えられますが、ひとり暮らしの方が一時的に助けを借りたいときなど、また要支援と要介護を行ったり来たりする方など、今までと違って多様な要望に対しても柔軟性をもって機敏に対応できるようになると思います。藍住町の第6期介護保険事業計画案でも地域支援事業による介護予防・生活支援サービスのサービス提供を図る担い手側に回ることによって生きがいくりにつながるよう支援していくと示しております。できるだけ施設や介護に頼らず自立した生活ができるような日常的に地域社会で支え合う、安心して暮らせるシステム構築へ向けて積極的に取り組まなければ介護費は今後無限に上昇するのではないのでしょうか。まず、先ほど答弁にありましたが、関係機関との協議を重ねていくという

話でありました。実態調査、ニーズ調査について、藍住町の高齢者がどのような医療・介護を必要としているかというデータを個人情報保護に配慮しつつ整備することから始まると思いますが、このへんを、まず、実態調査についての取組をどのように考えていくか、ということをお尋ねしたいと思います。

先ほど、コミュニティ・スクールについての答弁がありました。学校評議員というのが、現在、各学校にあるということです。この評議員ってというのはどこまでの権限があるのかという、いわゆる学校運営に対してどこまで関わっていいのかということについてお尋ねします。コミュニティ・スクールについて、これまで実施しているところでは次のような成果を上げております。「学校が地域に情報提供を積極的に行うようになった」「教職員や子供が、地域をより深く知ることができるようになった」「保護者、地域住民との信頼関係が深まり、教職員の不安が薄れ、ともに教育に取り組むいい意識が変わった」「学校、地域のコーディネーターのおかげで、地域の教育資源や人材を教育活動に生かすことができた」また「保護者とか、地域住民から学校への苦情が、意見や提案が変わった」とこのような効果があるということです。一方、コミュニティ・スクールになれば、大きな権限を持つことができます。例えば先生の人事、どんな先生が欲しいのか、あるいは今いる先生に「異動しないでほしい」と思ったり、隣の学校にいる優秀な先生に「うちの学校に来てほしい」と思ったりした場合、コミュニティ・スクールに設置される「学校運営協議会」の意見として、人事権を持つ都道府県教委に伝えることができます。それを受けた都道府県教委は、合理的な理由がない限り、その意見を尊重しなければならないと、法律で定められております。また、地方分権一括法によって、市町村にも任命権があるということを文科省が認めております。それ以外のことは県に権限がありますが、任命権については市町村にあるということは、文科省は認めておりますが、このような、近年、少年犯罪の凶悪化などにより青少年の健全育成に関する関心が高まりつつあるこうした中で、地域の人々と学校と連携・協働しながら子供を守り育てるための活動に取り組む動きが広まっております。まず、この学校評議員となるこの組織がどの程度の学校に対する影響力を持っているのかということをお尋ねしたいと思います。地域の人々の青少年の健全育成についての関心度は高いといわれておりますが、住民の4人に3人は「少年の健全な育成」には地域の人々が中心となって取り組む必要があると考えております。そのために住民として

何らかの貢献をしたいと考えている人が多いということが分かっておりますが、学校と、児童生徒保護者、地域社会や情報を共有して連携することで、子供たちの安全な生活、健全育成につながるということで、地域の資源を積極的に活用する、そのためにも、コミュニティ・スクールの導入ということが、今、重要になってきているということでもあります。

次に、子供たちの文化芸術に対する教育であります。生きる力を育む教育、これは、何も芸術に限ったことではありませんけれども、知識を一方向的に吸収させる学習ではなく、子供たちが自ら自発的に取組、総合的に判断したり表現したりする学びの活動に、芸術の持つ力が効果を発揮するということが、様々な経験から報告されております。美術、音楽などの従来の芸術教育もさることながら、近年は、子供たちが表現するプロセスを重視していくワークショップ型の授業が注目されるようになっております。机の上での学びだけではなく、体を動かしたり、仲間とともに協働する活動を通して、子供たちがいろいろなことを自ら発見していく学習プロセスが、個々の主体性を育むのに良いというのです。文化庁は文化芸術は、人々が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであると同時に、個人としての、また、様々なコミュニティの構成員としての誇りやアイデンティティを形成する、何物にも代え難い心のよりどころとなるものであって、国民全体の社会的財産である。特に学校教育においては、子供たちが優れた文化芸術に直接触れ、親しみ、創造する機会を持つことができるよう、創造的な体験の機会の充実など、文化芸術に関する教育の充実を図る必要がある。同時に、教員一人一人が豊かな感性と幅広い教養を持ち、自己啓発に努めながら、教育活動を展開することにより、学校教育活動全体をより文化的なものとしていく必要がある。人間は環境に支配されるといいますが、無限の可能性を秘めた子供たちは、一流の文化芸術に縁する機会が多くなれば、あらゆる才能が開花し、将来、藍住町からも世界を代表するようなスーパースターが現れるのではないかと思います。4月にはたくさんの新しい1年生が入学してまいります。一人一人の子供たちのために、できるだけ多くの一流の芸術に触れる機会を与え、子供たちの夢が更に大きくなるように努力されることに期待をしますが、この国が進める派遣事業については、他の市町村から比べてあまり積極的でないのではないかと思います。この点についていかがでしょうか。以上、答弁をいただきたいと思います。

佐野議長

森健康推進課長。

森健康推進課長

それでは、西川議員さんの再問の中で、介護保険の関係についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず最初に、介護給付費の抑制についてですが、今回の改正によりまして、介護報酬が2.27%引き下げられることになりました。このことで、国全体では約2,300億円の給付費が抑制されるといわれています。また、平成27年4月からサービス付き高齢者向け住宅が、住所地特例の対象施設になりますので、町内の同施設に転入された方が、将来、介護老人保健施設などに入所された後も、転入前の住所地の市町村が、保険者になり、本町の被保険者にならないことから、介護給付費の抑制につながると考えています。御質問のケアプランの最終の指導の責任者ってことになるんですけども、それは、保険者である市町村というふうに認識をしておるところです。それと、介護適正化事業の取組も関係をしますが、ケアプランのチェックっていうのがやはり重要かというふうに認識をしております。一時的には国保連合会のほうで、基本的なチェックをして、そこで審査をした後、町のほうではケアプランの適正化を審査するシステムを導入をしておるところです。今後はこれを十分活用しながら、事業所の指導等に努めてまいりたいと思っています。

次に、介護予防事業についてですが、先ほどの御答弁の中でも申し上げましたが、今回の法改正では、介護予防事業を住民主体の地域づくりにつながる施策にすることとされています。本町においても、議員さんの御指摘のとおり委託だけでないかというふうなことですが、全ての地域ではありませんが、地区協の役員さんなどが中心になって、老人憩いの家などでレクリエーションなどの、自主的な活動に取り組まれている事例もありますので、そういった活動が全町に広がるような支援をしていきたいと考えています。

次に、介護ボランティアについてですが、高齢者の単身世帯の増加により、ごみ出しや買物、話し相手などの軽度の生活支援を必要とする高齢者に対して、地域で支援するボランティアなどの、生活支援の担い手の発掘や育成が必要になっています。具体的な施策については、今後、検討していきたいと思いますが、地域で活動されている団体やNPO法人などと連携し、いわゆる元気な高齢者が、支援を必要とする高齢者を支える担い手になっていける地域づくりを目指していきたいと考えています。それと、高齢者の方の実態の調査ですが、平成26年度までは、全高齢

者を対象に生活の機能の関係で調査をしておったところですが、27年度以降、国の制度としては、窓口での聞き取りというふうなことに変わっています。しかしながら、藍住町としましては、できるだけ多くの高齢者の方の実態を調査したいと考えておりますので、従前の方法に準じた形で実態調査を図っていきたいと考えておりますので御理解いただきたいと思っております。以上、御答弁とさせていただきます。

佐野議長

森内教育次長。

森内教育次長

西川議員さんの再問にお答えをいたします。

コミュニティ・スクールに関係をいたしまして、現在取り入れております学校評議員制度のことに關しまして、学校との関わり、また、どういう影響力を持つのかといった再問であったと思っております。この学校評議員制度につきましては、学校管理規則で定めておるとともに、学校評議員設置要項というのを定めておりまして、この中で、評議員の役割としまして、校長が学校運営に関して、必要と認める事項について、学校評議員に意見を求めると、それで、その学校評議員の意見を参考としつつ、学校運営を行っていくとこういう役割となっております。それで、学校評議員制度の趣旨としましては、開かれた学校づくりを一層推進していくために、保護者や地域住民等の意向を反映して、その協力を得ていくと、これとともに、学校としての説明責任を果たしていくというものでございます。また、この評議員制度の位置づけとしましては、校長が必要に応じて保護者や地域の方々から学校運営に関する意見を聞くというものであって、実際の形としましては、必要に応じて学校評議員の皆さんによる会議を開催して意見を交換し合う形で行われておりますが、基本的には、それぞれ学校評議員から個人としての意見を伺うというようなものでございます。これに対しまして、コミュニティ・スクールにつきましては、先ほど西川議員さんもおっしゃられておりましたが、このコミュニティ・スクールで設置されます学校運営協議会っていいのですが、学校運営の基本方針を承認するといったこと、また、学校運営について一定の範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関ということに位置づけられます。そういったことで、これに参画する保護者や地域住民の方についても、学校運営の面で一定の責任を負うという形になってまいります。そうしたことで、このコミュニティ・スクールの推進につきましては、その前提となる地域社会の連帯感や学校教育に対する意識の高揚など、一層の条件整備がまた、前提になってくるんでないかというふうにも考えております。

続きまして、「文化芸術による子供の育成事業」、文部科学省の事業の活用でございますが、昨年度は藍住東小学校だけで実施されておりました、この新年度につきましても、実施予定は東小学校だけということで、学校によって取組にその活用の度合いにばらつきがございます。今後、他の学校におきましても、活用がされますよう、働きかけてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上、御答弁とさせていただきます。

西川議員 以上で終わります。

佐野議長 ちょっと早いですけど昼食のため小休いたします。再開は午後1時。よろしく願いいたします。

(時に午前11時43分)

佐野議長 小休前に廻り会議を再開いたします。

(時に午後1時2分)

佐野議長 次に、林議員の質問であります、質問の中でですね、二枠目の3番、特養の入居者待機についての件であります、これ林議員から3月6日に通告を受けておりますけども、3月9日の厚生常任委員会において、林議員出席の中、審議されておりますので、これを取下げといたします。

佐野議長 10番議員・林茂君の一般質問を許可いたします。

佐野議長 林茂君。

林議員 議長の許可をいただきましたので、質問通告に従って一般質問を行います。理事者の方は、明確な答弁をお願いいたします。

公共下水道について質問いたします。12月議会で、公共下水道の第1期と同時期の合併浄化槽設置への公費負担額と設置件数の比較を明らかにしていただきました。公共下水道には23億5,700万円の公費負担で、設置件数は406件で1件当たり580万円かかりました。合併浄化槽は5億3,700万円で、設置件数は1,798件、1件当たり30万円の費用で済んでいます。合併浄化槽設置費用は、公共下水道事業に使った費用の4分の1で済むという安上がりでした。そして設置件数は、公共下水道では406件に対して、合併浄化槽が1,798件。4倍以上の設置件数です。町内における汚水処理事業は、合併浄化槽設置が単価も安く、普及も大きく進んでいることが明らかになりました。これから町民会館の建て替え

などに34億円など必要としており、町財政は大変厳しくなります。

1点目です。現在、ゆめタウン側に向かって第2期工事が進んでいます。公共ますの設置件数は第1期が831件で、第2期が600件と伺っています。下水道事業で採算がとれるようになるには、接続件数をどれだけ増やせば可能なのか、その試算を示してほしいと思います。この点について伺います。よろしくをお願いします。

2点目であります。公共下水道では普及対策助成金をつくり、早く下水道につながば20万円の加入者負担を軽減をしています。この制度は、公共下水道の認可区域以外の方には恩恵がありません。認可区域外に対する合併浄化槽普及対策も検討し、並行し、汚水処理事業を進めていくべきだと思います。このことにつきまして考えを伺います。

それでは3点目に移ります。3点目は汚水処理は公共下水道だけではございません。費用対効果の視点も大切です。平成27年度の下水道事業の予算では、歳入4億6,000万円で、その内訳では繰入金が2億円。下水道債が1億2,930万円で、繰入金と起債合わせて歳入の71%を占めています。歳出では、借金の元金と利息の支払いで1億5,300万円で歳出の33%を占めています。当分、借金の返済に町の繰入金や起債を続けなくてはならない財政状況だと思います。町として財政難をいうのであれば、事業の見直しも検討すべきだと思います。この点について考えを伺います。

それでは介護保険の改悪について質問いたします。私は介護保険の改悪という言葉を使っていますが、従来あった制度や給付が、町民の皆さんにとってよくなれば改正といい悪くなったことを改悪と、このように言わせてもらっています。

そこで1点目です。2015年度の予算で政府は9年ぶりに、介護事業所への報酬を2.27%下げることを決めましたが、今でさえ、人手不足や経営で苦しむ特養やデイサービス施設など、更に大きな影響を受けると思います。徳島新聞の2月11日付で、介護報酬の現場を取り上げていますので、少し紹介します。「アベノミクスで景気が上向いているといわれているが、むしろ逆だ。公益財団法人、介護労働安定センター徳島支所の2013年度の調査によると、県内で介護職に就く人の1か月の平均賃金は19万7,172円。介護サービス事業者に支払われる介護報酬を元に賃金のはじき出され、この報酬が低いことが低賃金の原因とされる。」と言っています。介護報酬の2.27%の引下げで板野町の穂波園では年間約40

0万円の減収になると報道されていますが、町として藍寿苑など事業者などに対する調査を行いましたか。また、事業所からの問い合わせなどはありませんでしたか。この点について町の支援対策等があれば伺います。

それでは2点目です。介護従事者は、全労働者の年収の7割程度と賃金は低く、体はきつく、離職者が全産業平均離職率14.5%に対して17.8%と離職率が高いです。その理由として、仕事の内容の割に賃金が低いのが最大の原因だといわれています。町内のある事業所の経営者の話では、働く時間は朝7時30分から夜の9時まで休みも取れない。収入も低くボーナスを出している事業所はあまりないだろう。だから働き手がない職場になっていると大変な状況を話をしていました。やはり働きに見合った賃金が支払いできるような、環境づくりが今必要だと思います。介護保険改悪の一つが要支援1・2のサービスのうち訪問介護と通所介護を保険から外すことです。外されたサービスは、市町村が新たに実施する総合事業に移されます。無資格者やボランティアでもサービスの提供ができます。ボランティアに頼るとなると、介護制度が崩壊するのではないかという問題点があります。民医連の聞き取り調査結果を少しここで紹介をします。利用者からすると、きちんと責任を持って定期的に来てくれるのかどうかという心配があるそうです。それから個人情報を守られるのかどうか、この点でも心配だと、資格のある人だと体のことを心配してくれたり、食事のアドバイスもしてくれる。現在は資格を持ったヘルパーなのでとても安心感がある。ボランティアになると利用者は不安だらけになると、85%の方がこのような意見を回答しているわけです。そして介護保険の最も利用者が多い要支援者外しは、ヘルパーの専門性を否定につながるものでないかというふうに思います。この点につきましても、町の見解と対応策について伺います。

それでは、その次に移ります。地域経済活性化対策について質問をいたします。まち・ひと・しごと創生事業は、地域を活性化させる事業です。各自治体では、プレミアム付き商品券などの取組がされていますが、この度、住宅リフォーム助成制度が地域活性化対策の交付金の対象事業になることが政府答弁で明らかになりましたので、少し紹介をさせていただきます。1月30日、衆議院の総務委員会で共産党の田村貴昭議員が内閣府の平副大臣に対して、「今、全国で住宅リフォーム助成制度を導入する自治体が増えています。住民の住宅等のリフォームに要する費用の一部を自治体が補助するものですが、住民の暮らしを応援するものと同時に、地域

の建設業者の仕事起こしに大変大きな成果を上げています。まさに、地域消費の喚起と生活支援を両立させる制度であります。そこで、お聞きしますけれども、この住宅リフォーム助成制度は、地域消費喚起・生活支援型の交付金として適用となりますでしょうか。」平副大臣の答弁です。「本交付金は、各地域のニーズや生活事情にあわせた事業に設定をできるということでございますので、最大限の効果を得ることができる仕組みになっております。住宅リフォームは、今回の交付金は消費に直接効くような形に特化をしたいと思っておりますが、消費喚起効果が高ければ、それは対象にすること自体は差し支えはありません。」と答弁をしています。田村議員は、「今取り上げた住宅リフォーム助成制度、全国自治体の3分の1を超える600以上の自治体で導入されています。経済の波及効果これは助成額に対する工事額なんですけれども、10倍から25倍、まさに経済波及効果がある制度であります。交付金の活用対象となり得るとの立場でありますので、これもメニューの例の一つに加えて周知を図っていただきたいというふうに思います。」と。政府答弁でもありましたように経済効果があれば、今回の交付金の対象となりますので、長年のですね、建設業者の要望であります、住宅リフォーム助成制度を町として実施することを強く要望いたします。既にですね、県内では、徳島市が予算額5,000万円、鳴門市が800万円、北島町が300万円、阿南市が1,600万円、佐那河内村が240万円、上板町が300万円、石井町が300万円、阿波市が800万円、つるぎ町が1,000万円、美馬市が1,000万円、東みよし町1,000万円。11市町村が実施をしています。助成額の上限は大体20万円程度でございます。徳島市の3月定例会では、理事者の答弁では、「経済波及効果は助成額の10倍から15倍であり、外構工事も補助対象にする。」と対象事業を今回徳島市は広げているわけです。経済波及効果は大きく、地元建設業者の仕事につながりますので、是非、前向きな答弁をお聞かせください。

それでは、2点目の質問に移ります。国土交通省は公共工事の新設計労務単価は2月1日より全職種で4.2%上げました。国の通達では「処遇改善を通じて若年層の入職が促進されるよう、適切に対応するよう周知徹底を。」と強調されています。大幅引上げ前の2012年度との比較では、28.5%のアップとなり4年連続の引上げです。なぜ、このように賃金を引き上げるに至ったのか、その最大の原因は、建設現場で働く技能労働者が激減したからです。総務省の統計調査では、

1998年662万人の建設就業者数が最高でございました。それから毎年、減少し続けてきました。2011年には473万人となり、この間189万人と大幅に建設現場から離職をしました。不況だけでなく、大工、左官などは道具と交通費は自分持ちで、雨が降れば仕事はなく、真夏の現場、真冬は凍り付く現場と働く環境も決していいとはいえません。そして退職金もない建設の仕事を諦めて他の職種へと異動が始まったわけでございます。このような状況が長引けば、学校も道路も造れなくなると、危機感を抱いた政府も本腰を上げて賃金引上げに取り組んできたところでございます。大工は2012年度1万5,000円が2015年度1万9,300円となり4,300円の引上げ。型枠は1万4,400円から1万8,700円で4,300円。電工は1万5,100円から1万7,800円で2,700円の引上げです。公共工事の現場で、後継者を育てるためにも必要な賃金です。建設労働者の賃金が引き上げられていますが、まだ、現場で働く労働者は賃金引上げの実感を感じていないそうです。発注者として、職人の賃金が引き上がるように適切な予定価格を設定してください。さらに積算された賃金が、末端で支払われるようにすること。町としてですね、この対応についてお伺いをいたします。答弁をいただきまして、再問させていただきます。

佐野議長

奥田下水道課長。

奥田下水道課長

それでは、林議員の御質問のうち、公共下水道関係について答弁をさせていただきます。

第2期工事が進んでいるが、下水道事業で採算がとれるようになるのは接続件数をどれだけ増やせば可能なのかとの御質問でありましたけれども、この御質問につきましては、以前に資本的収支と維持管理費である収益的収支の二通りの算定ができ、資本費ベースの算定は、事業計画、事業費、今後の接続状況等の要因により採算ベースが大きく変動してくることが予想されるため、維持管理費による収益的収支において答弁をさせていただいております。その時の答弁は、接続率が約50%となり、維持管理費が黒字転換する旨の答弁をさせていただきました。今回の御質問につきましても、資本費ベースの算定をするには下水道普及率が低すぎるため、維持管理費による収益的収支により平成26年度精算見込額において試算を行い、答弁をさせていただきます。平成26年度下水道使用料金調定額が2,761万4,890円、旧吉野川流域下水道維持管理負担見込額が3,018万6,340円、

この3,018万6,340円の内訳につきましては、実流入水量分が1,692万8,400円、不明水及び施設維持管理分が1,325万7,940円であり、差額の257万1,450円が赤字見込額でございます。接続件数をどれだけ増やせばとの御質問であります。1か月当たりの平均水道使用量30立法メートルのお家で試算をいたしますと1か月当たりの下水道使用料が4,930円、1年間の使用料が、5万9,160円となります。赤字見込額の257万1,450円を1件当たりの年間下水道使用料5万9,160円で割りますと約43件となり、赤字解消には43件の追加接続が必要ということになります。なお、現在の接続状況は、公共ます総設置基数が843基、そのうち接続していただいているのが431基、接続率51.1%であります。この試算から43基を加えた場合の接続率は、56.2%となります。

また、この質問と関連いたしまして、林議員の12月議会の一般質問において、第2期認可区域の公共下水道整備事業は、公営企業としての独立採算制を経営の基本として、経費が事業経営に伴う収入を充てることから、大型商業施設等を計画区域に取り込むなど下水道経営の健全化に努める旨の答弁をさせていただきました。この大型商業施設の接続につきましては、平成27年度事業で公共ますを設置いたしまして、平成28年度から供用開始する計画でございますので御報告をさせていただきます。

次に、合併浄化槽普及対策の御質問でございますけれども、公共水域の汚染は、主に家庭からの生活排水が1番の要因であり、行政として公衆衛生を向上させるための汚水処理施設整備の重要性につきましては、十分に認識し、汚水処理対策として浄化槽設置整備事業を平成2年度から事業採択をし、事業を推進いたしております。林議員の御指摘の合併浄化槽普及対策については、現在、合併浄化槽設置補助金として、新設と転換に補助を行っており、特に転換については、汚水処理施設の普及状況の指標である汚水処理人口普及率の算定の上で新設の場合よりも普及率の向上に大きく寄与するものでありますので、住民の皆さんの負担を軽減するため、より手厚い補助を行っているところでございます。

また、補助額につきましても近隣市町より多く補助をしている状況でありますので御理解をいただきたいと存じます。

続いて、汚水処理施設は公共下水道だけではないと。費用対効果の視点も大切に

あり、財政難の厳しい状況下にあるので、事業費のかからない汚水処理施設を検討してはとの御質問でございますけれども、汚水処理方法を選定するに当たっては、公共下水道や合併処理浄化槽など、それぞれの汚水処理施設が有している特性並びに経済性などを総合的に勘案して、本町の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を選定することが大前提でございます。林議員の御質問の費用対効果の視点が大切ということは、まさにおっしゃるとおりであると考えております。現在、公共下水道事業につきましては、平成11年度策定の藍住町公共下水道全体計画や汚水処理構想に基づき、事業を逐次進めているところですが、本計画につきましても費用対効果の観点から集合処理と個別処理の経済比較による判定を行った上で策定されたものであり、公共下水道による整備が、経済性においても有利であるとの判断の下で、現在の事業を進めているということを御理解いただければと思います。

また、下水道全体計画では、全町873ヘクタールの整備を計画いたしておりますが、全町整備することは長い期間を要します。現在、集合処理が有利とされている地域においても下水道認可区域以外の地域については、浄化槽設置整備事業補助を行っており、当町といたしましても汚水処理人口普及率向上のため、今後も引き続き、認可区域外の合併浄化槽普及対策を進めてまいりたいと思いますので御理解をいただければと思います。以上、答弁とさせていただきます。

佐野議長

森健康推進課長。

森健康推進課長 それでは、林議員さんの御質問の中で、介護保険について答弁をさせていただきます。

まず最初に、介護報酬が2.27%引き下げられる影響についての御質問ですが、介護報酬の引下げの背景には、収入と支出の差である収支差率が特養が約9%、デイサービスが約10%で、中小企業の3%前後を大きく上回っている上に、内部留保も多いことから、今回の改正となりました。藍寿苑の影響については、平成27年度の当初予算編成段階で検討をいたしました。運営には支障がないと判断をいたしております。

また、町内の事業者からの問い合わせはありませんでした。なお、介護職員の賃金については、従来の処遇改善加算が3段階であったものが、1段階増えることで賃金が上がる仕組みとなっています。さらに、加算された賃金が介護職員に支払われているか、県が定期的に監査を実施し確認をしています。

次の御質問ですが、今回の制度改正で要支援者への訪問介護・通所介護サービスが、地域支援事業に移行されることで、提供方法が保険給付から業務委託に変更されます。町としては、地域支援事業に移行後も、同様のサービスを同程度の負担で提供できるように、現在サービスを提供している事業者に業務を委託し、事業を実施したいと考えています。

また、ボランティアについては、市町村独自のサービスを提供する場合などに活用することとされていることから、現時点ではその必要性は感じてはいません。以上、答弁とさせていただきます。

佐野議長

矢野総務課長。

矢野総務課長

それでは林議員さんの御質問のうち、地域経済活性化対策、住宅リフォーム助成制度につきまして、御答弁をさせていただきます。

住宅リフォーム助成制度につきましては、住環境の改善、地域経済の活性化につながるものとしたしまして、市町村独自の制度としたしまして、県内でも行っている自治体がございます。これまでも、御質問、御提案をいただいておりますが、本町では、住宅の耐震化推進のため、木造住宅の耐震化や耐震化と併せて行うリフォームについて費用の補助を行う「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」を行っており、また、本格耐震化工事の場合は、町の補助額を増額いたしまして、最高100万円までの助成としたしておるところでございます。先ほど議員さんの御質問の中でもございました、国の「まち・ひと・しごと創生事業地域住民生活緊急支援事業」で、消費喚起を促すものとのことで、メニューの一つになるということがございました。ただ、この住宅リフォーム助成制度を行うに当たりましては、一つ継続した事業となる必要があるんでないかと、その場合に毎年の財源をどうするかということも考えていかなければならないということもございます。住環境の改善、地域の活性化につながる効果のあるものとは思いますが、今のところ、住宅の耐震化助成を進めているところでございます。町事業であります住宅リフォーム助成制度については、今のところ見送りたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

佐野議長

吉田建設課長。

吉田建設課長

林議員さんの地域経済活性化対策について御答弁させていただきます。

公共工事の新設計労務単価の引上げにつきましては、林議員さん御指摘のとおり本年2月1日よりされておりまして、今回に限らず設計単価の改定があった場合には、速やかに変更を行っているところです。業界団体に対しても、同様の通達が出されていますが、国の「処遇改善を通じて若年層の入植が促進されるよう」云々の通達の趣旨と、建退協加入・法定福利費の適切な支払いと社会保険加入徹底を工事請負業者に勧めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

佐野議長

林茂君。

林議員

答弁をいただきましたので、再質問をいたします。

公共下水道事業の問題につきまして、答弁をいただきました。私の考え方は非常に単純なんで、非常に先ほどの答弁とはかなり大きく違うんですけど、一つは町民の皆さんが、どれだけ公共下水道を利用するようになったか、加入件数がどれだけ増えて、そしてですね、下水道の使用料がどれだけ入ったか、下水道の維持費がどれだけ要るんかと、ここがまず、基本に収まるだろうと、こういうふうに分かれば、なかなか先ほどの答弁では少しちょっと計算づらかったんで、もう少しどのように理解をしたらいいのかというようなことを改めて感じました。そういうことですね、単純に物事が分かるような説明でですね、また、後ほどお願いをしたいというふうに分かっています。いずれにしてもですね、公共下水道というのは、莫大なお金が必要ということで、全国的にも財政難の中でですね、どのようにやっぱり汚水処理の事業を進めていくかということが大変ですね、自治体も苦労されているところです。その点で、私はずっと以前からこの機会にですね、合併浄化槽に切り替えていくということも一つの選択肢でないかということをご提案してきたところです。

介護保険の問題です。先ほどの答弁によりますとほとんどですね、あまりですね、事業所についてはですね、問題がないんでないかと、利益率から考えてもですね。ですけど、私が聞いた中ではやっぱり、今ですね事業所が本当に働きに来ている人たちにまともにですね、ボーナス、一時金も支給できないような条件下で事業を運営しているということですね、強く私は聞きましたので、もう少し中身もですね、それぞれ事業所の状況なんかもつぶさにつかんでいただいて、どこに問題があるんかということももっと検討していただきたいというふうに分かっています。それから介護

保険の要支援の1・2のサービスですね、この点について利用者からした、先ほど聞き取り調査を紹介したんですけど、ボランティアの人が必ずですね、責任を持って訪問してくれるんかどうかということとか、個人でやっぱり守秘義務の問題にかなりですね、家庭内に立ち入っていく問題とか、それからですね、資格がないわけですから、いろいろなアドバイスが十分できないという点についてですね、もっともっと町としても研究をしてですね、どんなふうにしてその人たちをですね、今のですね、状況を理解をしてもらうかここがこれからの大きな課題でないかと思えますので、それで全国でですね、この新たな制度に移行しているところがまだまだ少ないので是非ですね、もっともっと掘り下げて検討していただきたいというふうに思います。

それから住宅リフォームの答弁をいただきました。確かに住宅リフォームというのは、金額もかなり高いですけど、まずですね、消費を喚起をしていくという点では経済効果は非常に抜群だと思います。10倍から25倍というふうな試算が出てますし、その点ではですね、先ほど11市町村を紹介をしました。この中にはですね、北島町とかそれからですね、石井町、上板町、300万円なんですね、それから佐那河内村は240万っていうことですから、ですから金額はある一定ですね、抑えてでもスタートして、町民の皆さんのですね、そういうニーズに合ったような行政施策をもう少し突っ込んで方向性として出していきたいと、そのことでですね、毎年、財源が必要だというふうなことが強調されました。ですから300万、500万の財源が果たしてですね、この藍住町でつukれないのかどうかここもですね、もう少し検討していただきたいと思えます。

それから公共事業におけるですね、賃金単価の引上げの問題なんですけど、残念なことにですね、なかなか建設現場に帰ってくる職人さんっていうのが少なくなりました。それで技能労働者がどんどん減って行って、これからですね、家を建てるあらゆる問題でですね、技能労働者が不足をするというふうなことは、大きな問題になっているということも、政府もようやくこの点に気が付いたというふうに思うわけです。そこで私が提案したいんは、先ほどですね、介護保険の賃金のことで調査をするとかということが言われてました。この点でですね、この設計労務単価のですね、調査をいってやっぱり発注者側として、していただくことがいるんでないかと、行う方法はいろいろとあると思えます。それぞれ建設業者ですね、毎年、県の

経営審査を受けてますから、その時ですね、賃金がどのような状況で支払えているのか、それから福利厚生ですね、これも点数になりますので、そんなところもやはり調査をしていただくと、町の場合はですね、これから大きな建物を計画して建てていくわけですから、実際にですね、現場に入って行って聞き取り等の調査をするとか、そういうことで、是非一つ一つできることからですね、調査をしながら全体にですね、賃金がアップしていくようにそういうふうな方向で是非検討していただきたいと、このように思います。

佐野議長

奥田下水道課長。

奥田下水道課長 それでは林議員さんの再問について答弁をさせていただきます。

再問の内容が公共下水道から合併浄化槽へ切り替えの時期ではなかろうかというような御質問の内容だったと思いますけれども、今後の公共下水道事業につきましては、県、関係市町との進捗状況等の情報交換を行いながら整備計画を立てる必要がございます。また、来年度、汚水処理構想の見直しも実施年度であり、国から示されたマニュアルを基に汚水処理施設の公共下水道か浄化槽かというようなものを計画的かつ効率的に整備するためにその地域の特性に適した汚水処理施設を検討してまいりますので、今後、そのような事業計画を検討してまいります。それと先ほど答弁をいたしましたけれども、下水道整備に長期間着手することのできない地域につきましては、集合処理が有利とされておりますけれども、公費の二重投資とならないように合併浄化槽の補助も今後引き続き行い、汚水処理人口普及率の100%を目指して下水道及び合併浄化槽の普及対策を進めてまいりますので、御理解をいただきたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

佐野議長

森健康推進課長。

森健康推進課長 それでは、林議員さんの再問の中で介護保険についてお答えをさせていただきます。

まず最初に、介護報酬の改定についてですが、介護職員の処遇改善加算については、県に届出を行い承認後に、事業所に加算分が給付されます。加算分が確実に介護職員に支給されているか、定期的に県が立入監査の時に確認し、支給されていない場合は返還することになるので問題はないと考えています。

次に、地域支援事業の関係ですが、先ほどの御答弁の中でも申し上げましたが、

給付から業務委託になっても現行のサービス提供事業者に委託をする予定ですので、その事業所の介護職員がサービスを提供することになります。このことから、制度が変わったとしても現行のサービスは変わりがないというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。以上、御答弁とさせていただきます。

佐野議長

矢野総務課長。

矢野総務課長

林議員さんの再問のうちの住宅リフォーム助成制度につきまして、再度、答弁させていただきます。先ほども申し上げましたように住宅リフォーム助成制度につきましては、住環境の改善が図られ、また、地域経済の活性化につながるものと思えます。県内でも11団体が助成をされておるようで、金額も先ほど議員さんのほうからもおっしゃられましたが、年間で240万、多いところで1,600万、1件当たりで平均で20万円程度だろうと思えます。こういう形で助成を行っているところがございしますが、先ほども申し上げましたが、一つ財源のこともありました、ほかの事業、特に本町、住宅の耐震化推進のため支援事業を行っていております。こちらを優先してまいりたいということでもございします。それで先ほども同じような答弁になりますが、今のところ住宅リフォーム助成制度について、直ちに行うということはちょっと今考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

佐野議長

吉田建設課長。

吉田建設課長

林議員さんの建設業務の経営審査の内容ということで御答弁させていただきます。ちょうど今回の今年がですね、建設工事関係の入札指名審査の更新の時期ということは、共同受付というのが2年前に始まりまして、2年に一度、建設関係が申請をするという年になりまして、それでちょうど県の建設管理課の担当のほうに問い合わせまして、経営審査の項目に福利厚生とかいう審査の項目があるのかというのをちょうど問い合わせましたら、今後どうなるかは別にして、現在のところそういうチェック項目はないということでございました。今後それが追加されるかどうかこれも、まだ、流動的というか、問い合わせてもおらんのですけれども、なりましたら項目に入るんじゃないかと思えますけれども、町の立場としては今ないというところがございます。以上、答弁とさせていただきます。

佐野議長

よろしいですか。

林議員 以上です。

佐野議長 次に、9番議員・小川幸英君の一般質問を許可いたします。

佐野議長 小川幸英君。

小川議員 議長の許可がありましたので、一般質問を行います。

少子化対策と子育て支援策について伺います。議会の冒頭、町長は、人口減少や少子化対策については若い世代が安定した雇用に恵まれ、家族を持ちたいと思えるまちづくりが必要、また、住みたい町と感じてもらえることが本町の人口維持や発展につながっていく。また、子育て支援については、平成27年より5年間を1期として藍住町子ども・子育て支援事業計画を策定し、教育や保育、子育て支援の充実を図るとのことで、子供の成長を全ての町民で支える町、ゆとりを持って安心して安全な子育てができる町を目指し、子育てするなら藍住町で住みたい、大人になっても藍住町に住みたいと思っただけ、まちづくりを進めていくということで、子ども・子育て支援事業計画を5年間で推し進めるとのことでしたが、この計画は具体的にどのように取り組んでいくか。

また、育児支援実施状況についてもどのように取り組んでいくか。現在、保育所待機児童は何人いるか。またその対策はどうか、伺います。

次に、「子育て支援員」養成について伺います。県において、人口減少対策として結婚、妊娠、出産、子育ての支援を強化すること、子育て支援策では保育所や学童保育で働く人材の確保や育成に取り組むほか、男性の参画も後押しする。県は、3月に策定予定の県子ども・子育て支援計画案で、2017年度に待機児童ゼロにする目標を掲げる。また、離職率が高いとされる就職後3年未満の保育士向けの研修会を開き、保育能力を高めてもらうとともに、職場での良好な人間関係構築などについて学んでもらう。資格を持ちながら、保育士として働いていない潜在保育士を対象とした、再就職支援の研修会も開く。小規模保育などの施設で働く「子育て支援員」を年間200人養成、また、4月から始まる子ども・子育て支援新制度で導入される、放課後児童支援員の養成をする。また、学童保育で従事するには、都道府県が認定する支援員資格が必要になることから、年間200人の養成を目標に、資格取得や能力向上を目的とした研修会を行う。男性の「子育て支援員」確保

を積極的に進めるとのことであるが、町として今後どのように、取り組んでいくか伺っておきます。

次に、町独自の奨学金制度について伺います。家のローンや介護をしながら、子育て中の家庭も多くあり、奨学金を借りても償還が不安で、進路が狭められてしまう子供たちもあると聞きますが、現在、本町で奨学金を借りている人は何人いるか。また、留学等で海外に出る場合、奨学金の対象になるか伺います。

次に、若者の定住増と男女の出会いの場創出について伺います。県において、若者の晩婚化・未婚化が進む中、男女の出会いの場を創出するために、県内の企業団体同士の婚活イベントなどを企画する県企業婚活支援ネットワークセンターをつくり、多くの人に参加していただくとのこと。また、市町村や団体が実施する婚活や交流事業に対して助成することであるが、本町においても、農家や商工業者の後継者は出会いの場が少なく嫁不足で未婚の人が多いが、男女の出会いの場づくりについて、どのように取り組んでいくか。また、将来も藍住町に住みたいと思っただけ施策として、現状ではマンションを借りた場合約5万円から8万円かかります。子育てする若い人たちにとっては、非常に高額である。もう少し安かったらとの声も多いが、県下で何箇所か行っている、子育て中の家庭に家賃補助ができないか伺います。

次に、認知症患者の実情と対応について伺います。平成27年1月公表新オレンジプランによると、平成14年度は227万人、平成24年度が462万人、平成37年度には700万人になるといわれております認知症患者。徳島県においても平成22年度で、65歳以上の高齢者21万人の中で、認知症や認知症の疑いのある人は6万人。四人に一人とのことであるが、本町においては、認知症や認知症の疑いのある方は現在何人いますか。また、その方たちに対しての対策はどのようにしているか伺います。

次に、認知症サポーター養成について伺います。認知症への理解を深め、患者との関わり方を学ぶ認知症サポーター養成講座が、2月6日、吉野川市役所で開かれ、市民76人が受講した。認知症患者と接する時の心得として、「驚かせない、急がない、自尊心を傷つけない」この3点を強調。「患者は物忘れの症状は続くが、感情は残る、否定的なことは言わず相手に合わせて会話して」と呼びかけたとのことであるが、本町は認知症サポーターは現在何人いるか、また、どのように養成して

いるか伺います。

昨年の認知症徘徊高齢者が全国で1万人とのことであったが、本町では何人あったか。大分県大分市では徘徊高齢者SOS作戦を実施、放送で呼びかけるだけでなく、提携先を多くこしらえ、そこへファックスを送り、素早く探せるような取組をしていると聞きます。また、大阪の和泉市では徘徊の恐れのある人を市に登録しておき、万が一に備えて対応しているとのことですが、今後増えると思われるこの認知症徘徊者、本町でもそのような取組を研究し、取り組んでいただきたいと思うが、どうか伺っておきます。

次に、町民が健康で幸せを進めていく条例制定について伺います。三好市は健やかで幸せに暮らすための市民や行政の役割を定めた、健幸づくり条例を制定した。高齢化が進む中、市民が主体的に健康増進に取り組むとのことで、基本理念は健康でいることは社会全体に貢献する。市民や市が協働して健康づくりに取り組むと規定。市民には健康寿命を延ばす取組を求め、市は運動に関する知識の普及や食育、疾病対策と施策を講じていくということである。また、静岡県三島市においても三島市健康づくり条例を制定、市民一人一人が生涯にわたり、健やかで心豊かに暮らせる地域社会を実現するためには、それぞれが健康づくりに関する理解を深め、食生活の改善、運動の習慣化などを通じた健康づくりに主体的に取り組むとともに、地域交流や、社会参加を通じて、健康づくりができる環境を整備していくことが重要であるとのことで制定しております。本町においても、この健康づくり条例を制定して、町民の心や体の健康づくりを推進するために制定してはどうか伺っておきます。

次に、ごみ減量化について伺います。ごみ減量化に向けた取組について、現状と対策はどのようにしているか伺います。

次に、マイレポシステムの導入について伺います。町民が日常生活の中で見つけた問題、箇所、道路、水路、公園、ごみ、公共施設をスマートフォンのアプリを活用して、町の担当課に知らせることができるシステムで、町民協働で進め、安心・安全なまちづくりのできるシステムは、全国に広がっています。愛知県半田市の「マイレポ半田」は、運用が始まって2か月が経過、順調に成果を上げていると聞きます。新たな市民参加型の都市づくりとして、全国からの反応も多いと聞きます。本町においても、町民参加型のこのマイレポシステムの導入を研究、実施してはどう

か伺います。

最後に、ふるさと納税について伺います。本町において、過去5年間どのくらいの寄付があったのか。東京の知り合いから、藍住町にふるさと納税をしようとインターネットを見たら5,000円以上の寄付で、町勢要覧、広報あいずみとAセット：藍染めハンカチ、Bセット：コースターとハンカチ、Cセット：タオルマフラーとハンカチの3点だけで、それもAセットBセットCセットの選択は不可とのことで、他の県や他の町に比べたら魅力はないとの電話をいただきました。隣の鳴門市では、ふるさと納税で寄付をしてくれた人の送る特典を、徳島大学の学生に見直してもらおう試みをしております。総合科学部2、3年の19人が新たに盛り込む特典と改訂の案を37種類出しております。学生は、なると金時や鳴門わかめという定番の特産品でなく、すだち果汁入り飼料で育てた「すだち牛」やお好みの一品を選べる大谷焼など幅広いラインアップを揃えております。また、鳴門鯛の鯛飯と地酒を組み合わせた「お父さんおつかれさまセット」をはじめ、ふるさとの「墓守」作業、空き地の草刈りを行う作業といったユニークな特典も提案しております。パンフレットは「行政っぽくなく、若者や女性が手に取りたくるように」と市のマスコットキャラクター「うずしおくん」「うずひめちゃん」を随所に登場させるデザインを示した。市は学生の提案を受け、新たな特典を決め、3月中にパンフレットを完成させるとのことである。また鳴門市では1万円から3万円未満、3万円以上の寄付の方に、値段を分けて、地域で採れるものを送っております。本町においても、このような大学生や有識者の意見を聞き、地場産業育成や地域振興の意味でも、地元で採れたもの、地元で生まれた産物などを送ることを検討してはどうか、伺っておきます。答弁により、再問いたします。

佐野議長

三木福祉課長。

三木福祉課長

小川議員の少子化対策と子育て支援策について

の質問に答弁いたします。

1点目の藍住町子ども・子育て支援事業計画については、本年2月12日の第6回藍住町子ども・子育て会議において審議が終了し、この報告を受けて事業計画を策定いたしました。この度、策定しました事業計画については、3月下旬に公表することにいたしております。この事業計画は、27年度からの5年間で1期とする計画で、教育や保育、子育て支援の充実を図ることを目的としております。この事

業計画を基に、藍住町では、子ども・子育て支援新制度の三つの目的であります、
1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、2. 保育の量の拡大・確保、
教育・保育の質的改善、3. 地域の子ども・子育て支援の充実を目指してまいりたい
と考えております。また、ニーズ調査の実施により把握しました保護者の要望に
ついて、可能な限り事業の実施に当たって反映していきたいと考えており、平成
27年度から町立幼稚園では、新たに在園児の一時預かり保育事業の実施や預かり
保育時間の延長、学童保育では預かり時間の繰り上げや時間延長を行うことといた
しております。

2点目の育児支援の実施状況については、お手元に平成25年度の福祉課の子育
て支援事業の実施状況と保健センターの母子保健事業の資料を配布いたしておいま
す。資料に基づき説明させていただきます。まず福祉課のほうであります、次世
代育成支援地域行動計画の分であります。一番右側が現状であります。まず認可保
育所につきましては、現状、これは平成25年度の数値であります。454人とい
うことになっております。延長保育事業では、三つの認可保育所全てで実施してお
りまして、合計で209人の利用があるということです。一つ飛ばしまして、トワ
イライト事業、これにつきましては、児童養護施設等で児童を夜間に養護する事業
であります。4か所の児童養護施設と委託契約を結んでおりますが、利用者は年間
で10人ということです。休日保育事業につきましては、町内の認可保育所に入園
している児童が対象であり、あいずみ保育園で実施しております。年間利用者は延べ18
0人です。病児・病後児保育事業につきましては、2種類ございまして、保育所で
預かっている間に体調不良となって保護者が迎えに来るまでお預かりする体調不良
型については、あいずみ保育園が延べ394人、藍住ひまわり保育園が延べ161
人、水井医院っていう部分が登園登校前に既に体調を崩しまして学校・保育園に行
けないというような状況の分でお預かりするのが、水井医院で7月までの4か月に
106人ということになっております。これにつきましては、現在、富本小児科で
実施しておりまして、11市町村の広域事業で実施いたしております。次に放課後
児童健全育成事業、これはいわゆる学童保育であります。5つの児童館で延べ36
4人が利用いたしております。地域子育て支援拠点事業につきましては、家庭で見
ている乳幼児やその保護者が相互の交流を行う場を保育所に開設して、子育てにつ
いての相談、情報の提供、助言等を行う事業で、藍住町ではあいずみ保育園、藍住

ひまわり保育園の2か所で開設いたしております。一時預かり事業につきましては、冠婚葬祭や保護者のリフレッシュ、一時的にお子さんを預かる事業で中央保育所で実施しております、年間延べ3,278人の利用であります。ショートステイ事業につきましては、保護者の疾病等の理由によって家庭において養育を受けることができず、一時的に児童養護施設に入所させ必要な保育を行う事業でありまして、年間35人の利用があります。ファミリーサポートセンター事業につきましては、板野東部ファミリーサポートセンターに委託をして実施しております。裏のページをお願いします。これは保健センターで行った平成25年度母子保健事業の実績であります。所管は健康推進課になりますが、私のほうで答弁させていただきます。妊娠の届出、母子手帳の交付は年間355、パパママフェスタこれは妊娠出産育児の基本的な知識技術の習得等を目指しております。これは62組115人の参加がありました。医療機関による妊婦一般健康診査これは一人14回まで無料で受診できる分ですが、実人員で557人、これは年度が重なるため557人となっております。乳児一般健康診査についても実人員で425人、後、股関節脱臼検診、乳児検診、1歳6か月児検診、3歳児検診というように、それぞれ検診を実施いたしております、同時に離乳食教室も開催いたしております。育児相談、児童相談の相談事業、単独で行う離乳食教室、予防接種は10種類の予防接種がありまして、年間延べ7,219人が予防接種を受けております。フッ素塗布、後、歯科保健指導につきましては、保育所・幼稚園・学校に出向いていく部分と行事で行う部分とそれぞれ保健指導、訪問指導は産婦とか乳幼児に訪問する事業であります。以上のように妊娠・出産・育児・子供の育成まで切れ目のない支援を行っております。

資料以外の育児支援の主なものを申し上げますと、ゼロ歳から中学校卒業までの子供に対する医療費の支援、多子世帯における第3子以降の保育料や幼稚園授業料の無料化、8館の児童館での乳幼児、児童への支援等があります。

3点目の待機児童対策については、12月議会の質問でも答弁させていただきましたが、27年度から新たに認可保育所を1か所増やすこととしており、また、今議会の冒頭での町長の所信表明で申し上げましたとおり、平成26年度の認可保育所の定員430人から、29年度には534人となるよう、定員を年次的に増やし、急増する保育ニーズの確保策とする予定です。既存の認可保育所の定員増に施設整備が伴うものについては、速やかに予算措置を行うよう、町としましても推進体制

の環境を整えてまいりたいと考えております。

4点目の「子育て支援員」の養成について、小規模保育事業など地域のニーズに応じた幅広い子育て支援分野において、育児経験豊かな主婦等が活躍できるよう必要な研修を受講した場合に「子育て支援員」として認定する仕組みが、本年4月の子ども・子育て支援新制度の開始に合わせて、創設される予定になっております。この「子育て支援員研修制度」について、現在のところ国から通知はありませんが、厚生労働省のホームページで確認しましたところ、「子育て支援員研修事業実施要綱（案）」では、「子育て支援員」の養成に係る研修事業の実施主体は、都道府県、市町村又は都道府県知事若しくは市町村長の指定した研修事業者となっております。したがって、本町の「子育て支援員」の養成については、町内における子育て支援分野の実情や「子育て支援員」の養成の必要度を把握し、徳島県の取組方針が明らかになった段階で、町としての「子育て支援員」の養成の在り方を決めていきたいと考えております。

最後に、若者の定住増と男女の出会いの場の創出についてですが、定住の問題については、本町の場合、徳島県の人口が大幅に減少する中で、今なお人口が増え続けております。本町に転入する方には様々な理由があると思いますが、これは、本町が各分野で行っている施策の成果や反映であるとも考えられます。12月議会で答弁させていただきましたが、児童福祉の担当課としましては、従来から取り組んでおります子育て支援策を維持することや充実することにより、子育てするなら藍住町に住みたい、大人になっても藍住町に住みたいと思えるまちづくりを目指していきたいと考えております。男女の出会いの場の創出についてですが、徳島県では、とくしま出会いきらめきセンターを設置して独身男女の新たな出会いを支援する事業を実施しています。本町では現在のところ、町独自の事業については実施しておりません。県の事業や他市町村の取組状況を研究して、町独自の事業を行うかどうかを検討してまいりたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

佐野議長

榎本社会教育課長。

榎本社会教育課長

小川議員さんの少子化対策と子育て支援のうち、町独自の奨学金制度について答弁をさせていただきます。

現在、本町には経済的理由により修学が困難な方に対して、修学の機会を確保し、人材を育成する目的で制定された「藍住町奨学金貸与制度」があります。貸与を受

けることができる方は、町内に住所を有する方が、高等学校、高等専門学校又は大学に在学する場合であり、かつ世帯の所得が生活保護基準の1.3倍以下の方が対象となります。償還等につきましては、卒業後6か月を経過した後から償還が開始され、大学生は10年以内、その他の方は8年以内となっております。奨学金の月額でございますが、高等学校・高等専門学校の場合、8,000円、県内大学・県内短期大学の場合、1万3,000円、県外大学・県外短期大学・県外高等専門学校4・5年生の場合は、2万円となっております。

小川議員さんお尋ねの平成26年度の貸与者数ですが、高校生2名と大学生3名の5名であり、貸付額は、74万4,000円です。平成27年度は、5名のうち2名の方が卒業されますので、継続者及び新規貸付者を合わせた6名分として90万円を予算計上させていただいております。

また、海外留学の場合が対象となるのかとの御質問でございますが、先ほども御答弁をさせていただきましたが、貸与を受けることができる方は、高等学校、高等専門学校並びに県内又は県外の大学に在学の方とされています。これは国内の学校を前提とした条例であり、海外留学は想定しておりませんので該当いたしません。御理解をいただきますようお願いいたします。なお、平成27年度ですけれども、奨学金対象者の募集につきましては、例年どおり、広報あいずみ及び町ホームページ等を活用して、住民の方に周知をしております。以上でございます。

佐野議長

森健康推進課長。

森健康推進課長

それでは小川議員さんの御質問の中で、認知症の関係と健康づくりに関する条例制定について御答弁させていただきます。

まず最初に、認知症の実情と対策についてですが、平成27年1月末での本町の要支援・要介護認定者数については、1,327名で、そのうち744名の方が、認知症の判定を受けています。なお、予備軍の人数については把握はできておりません。また、本年度、認知症が原因で行方不明になり、消防や警察が捜索した方はいませんでした。

認知症の予防対策としては、有酸素運動・知的活動の習慣化・社会参加によるコミュニケーションなどが効果的であるといわれていることから、「元気になれる運動教室」「脳力アップ教室」「脳の健康教室」などの介護予防教室や老人憩いの家での「いきいきサロン」の開催、さらに老人会・地区協などの地域活動への参加や

就労の場であるシルバー人材センターなどの活動も勧めています。また、認知症高齢者の行方不明者対策については、「認知症高齢者見守り事業」を実施しています。これは、GPS端末機を貸与し、行方不明になったときに、位置情報を利用するものですが、この事業を利用されていない場合には、警察、消防などによる捜索活動や住民の皆さんからの情報、さらに、厚生労働省のホームページに設置されている「身元不明の認知症高齢者等に関する特設サイト」などを活用することで、早期発見に努めています。

続きまして、認知症サポーターについてですが、厚生労働省では、平成17年度から、「認知症を知り地域をつくる10か年キャンペーン」を開始し、このキャンペーンの一環として、認知症サポーターの養成が始まりました。本町では、平成21年度から認知症サポーターの養成に取り組んでいます。現在、認知症サポーター養成講座を開催できるキャラバンメイトが60名、認知症サポーターが1,048名養成されています。また、認知症についての正しい知識や対応の仕方を子供の頃から身に付けることは、生きることを考えることや誰にでも優しく親切にすることの意義を学ぶ貴重な機会となることから、小中学校での認知症サポーター養成講座の開催について検討しているところです。

続きまして、健康づくりに関する条例の制定についてですが、三好市さんや全国のいくつかの自治体で制定されており、個々の内容は様々ですが、概ね住民が主体的に自治体とともに健康寿命を延伸する取組を行う施策を推進することとされています。本町においては、条例はございませんが、国の健康づくり運動「健康日本21」の取組を法的に位置づけた健康増進法により、平成19年度に平成28年度までの10か年を計画期間とした健康増進計画「健康あいずみ21」を策定しています。この計画に基づき、健康診断、がん検診等の疾病対策の推進、運動習慣の普及などの生活習慣の改善対策の推進、食育の推進、こころの健康への取組の推進などに積極的に取り組んでいます。条例の制定は考えていませんが、本計画を住民の皆さんに十分周知しながら、健康づくりに取り組んでまいりたいと思っていますので、御理解いただきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

佐野議長

中野生活環境課長。

中野生活環境課長

それでは、私のほうから小川議員さんの御質問のうち、ごみ減量化について、現状と対策について、マイレポシステム導入について

て御答弁をさせていただきます。

ごみ処理における現在の状況ですが、指定袋制を導入した平成19年度と平成25年度を比較しますと、ごみの総量で平成19年度が1万1,477トン、平成25年度が1万642トンですので約7%の減少となっております。世帯数の比較では、平成19年度の1万1,615世帯に対して、平成25年度が1万3,029世帯と約12%の増となっております。世帯数が増加しているにもかかわらず、一般家庭からの燃やせるごみ量につきましても、約10%の減少となっております。これは住民の方々のリサイクルやごみの減量に対する意識が非常に高いためと思われる。今後も引き続き御協力いただけるよう、啓発に努めていきたいと考えております。粗大ごみにつきましても、平成24年4月から値下げを実施しておりますが、この関係で同年度から粗大ごみの量が増加しております。この対応に苦慮しているところですが、粘り強く啓発を続けていきたいと考えております。

本町におけるごみ減量やリサイクルの取組といたしましては、生ごみについては、電気式生ごみ処理機やコンポスト型の生ごみ処理器の設置について補助を行ってまいりました。これまでの補助総数は1,053基となっております。

また、レジ袋を削減するため、マイバックの促進を広報等で推進してまいりました。平成23年度からは、ペットボトル回収時にペットボトルのキャップを別に回収して、小児麻痺ワクチンの接種助成に協力しております。また、平成23年度から、古着類の回収を西クリーンステーションで行っております。これは専用コンテナを設置し、リサイクル業者に買い取っていただいておりますが、平成25年度は約17トン回収いたしました。これについては、1キログラム当たり2円が町の収入となっております。平成24年度からは、西クリーンステーションにおいて、小型家電リサイクル制度を導入いたしました。これにつきましては、専用コンテナを設置しまして粗大ごみのうちから、小型家電を回収し、再資源化を図っております。ごみの減量は、排出者の協力が必要となりますので、今後は町民の方のみならず、事業者の方にも、ごみ減量化、資源化の推進について啓発をしていきたいと考えております。

次に、マイレポシステムの導入についてということでございます。先ほど、議員さんに御提案いただきました、スマートフォンアプリを利用して住民の方がレポートをしまして、町に報告するシステムでございますが、御指摘のとおり国内で実施

している自治体がございます。例えば「道路の陥没がある」「公園の樹木が生い茂っている」「ごみが不法投棄されている」といった課題をスマホアプリから投稿でき、市内や町内で何らかの課題を見つけたら、カメラで撮影し説明文を入力して投稿できます。GPSの位置情報も自動入力されるようです。レポートを受け取った自治体は投稿内容を管理して、担当部署に通知するというところでございます。本町におきましては、いろいろな要望や質問等につきまして、来庁する方とは別に、各担当課にメールで送られてきております。その都度、随時対応をしているところでございます。御提案いただきました案件につきましては、スマホアプリや統合管理システムの構築が必要でありますし、各課との連携や協議が必要でありますので、今後の検討課題とさせていただいたらと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。以上、御答弁といたします。

佐野議長

安川企画政策課長。

安川企画政策課長

小川議員さんの御質問のうち、ふるさと納税について御答弁をさせていただきます。

まず、本町の実績についてであります。過去5年間の状況を申し上げますと、平成22年度はゼロ件、平成23年度1件で5,000円、平成24年度ゼロ件、平成25年度9件で4万8,000円、平成26年度2月末現在8件で4万円となっております。県内の平成25年度の実績としましては、寄付総額が、1,000万円を超えている団体が2団体、100万円以上の団体が13団体、100万円未満が9団体で、本町は県内で2番目に寄付額が少ない団体となっております。ふるさと納税に関して、総務省が平成25年4月に実施した全国調査の市区町村の結果を見ますと、寄付者に対し、返礼として特産品等の送付をしている団体は52%で、特産品等の送付を積極的に実施している理由として、自治体のPRと地域経済への波及効果が期待できるとの回答が多くを占める一方、物産品等の送付に関して、「問題がある」との意見が1%、「問題があるが自治体の良識に任せるべき」との意見が23%となっております。国においては、地方創生の一環として、ふるさと納税制度のさらなる普及に向け、平成27年度税制改正大綱において、「ふるさと納税を促進し、地方創生を推進するため、個人住民税の特例控除額の上限の引上げを行うとともに、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を簡素な手続きで行える「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設する。これとあわせ、地方公共団体

に対し、返礼品等の送付について、寄付金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を要請する。」としています。現在、本町では、御質問の中にありましたとおり、5,000円以上の寄付者に対して、3,000円相当の藍染製品と町広報紙等の送付をして、寄付のお礼を申し上げております。この度、政府においては、地方創生、地域活性化の一環として、ふるさと納税制度の寄付上限の引上げや手続きの簡素化等、制度の推進を図っていくとのことであり、今後、全体的に寄付者の増加が見込まれます。本町ではふるさと納税制度の開始以来これまで見直しをしておりませんが、これを機会にふるさと納税に関する体制の見直しを図り、寄付額の増加を図ってまいりたいと考えています。ただ、国においても返礼として送る特産品競争が激化することのないよう自制を促していくとのことでもありますので、地方創生施策の一環としての位置づけの中、平成27年度に策定予定の地方版総合戦略を検討していく中で、協議をしてまいりたいと考えております。ふるさと納税は、出身地や応援したい自治体に寄付をすることで寄付者の税額が減額される制度で、都市部と地方の税収の地域間格差を縮める施策として施行されたものでありますが、ただ単に収入を増加させるというだけではなく、都市部の住民の皆さんに藍住町を知っていただく手段として、また、藍住町の地場産業の発展に資する効果など総合的に検討を加えてまいりたいと思っております。以上、御答弁とさせていただきます。

佐野議長

小川幸英君。

小川議員

答弁をいただきましたので、再問いたします。

子育て支援策については、表を基に詳細に説明いただきました。今後も計画を持って積極的に取り組んでいただきたいと思います。

また、少子化対策については、あまり明確な答弁をいただけませんでした。先日の徳島新聞の報道の中で、県下の市町村の少子化についてのアンケート調査でほとんどの市町村では人口減少、少子化に対して危機感を持っている、感じていると答えておりますが、本町と北島町だけが、あまり危機感を感じていないと答えております。確かに2町は微増ながら人口が増えています。しかし、本町も町民の平均年齢が30歳代から現在では42歳と着実に上がっております。確かに県下の市町村に比べ、高齢化率は低いがじわじわと高齢化が進んでおります。少子化対策についても、もっと積極的に取り組んでいただきたいと思います。また、この少子化対策については、若い世代が安定した雇用に恵まれ、家族を持ちたいと思えるまちづ

くりが必要とのことでしたが、隣の北島町では大鵬薬品を誘致、また大型病院も誘致しております。鳴門市でも日亜化学を誘致、また板野町では大塚製薬工場を誘致しております。このような工場を誘致し、若い人が働く場所を増やしておりますが、本町において、コーナンやゆめタウン等の商業施設は誘致しておりますが、工場誘致等は誘致ができておりません。本町において工場や企業誘致策はあるか、これは友竹副町長に伺ってきます。

次に、町内において認知症の方や疑いのある方は、認知症の方が744人、また、認知症サポーター数が1,048人とのことでした。本町においての取組としては、たくさんある病院や介護施設任せ感があるのではないかと聞きますが、そして、このサポーターの1,048人という数も少なすぎると思われます。町独自のサポーター養成に力を入れるべきと思うがどうでしょうか。認知症施策推進総合戦略新オレンジプランの基本的考え方は、「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で、自分らしく暮らし続ける社会の実現を目指す」7つの柱として、1. 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進、2. 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供、3. 若年性認知症施設の強化、4. 認知症の人の介護者への支援、5. 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進、6. 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進、7. 認知症の人やその家族の視点の重視、そういうことがいわれておりますが、特に最近若年性認知症というのも増えてきております。この施策はあるのか、伺っておきます。答弁により、再再問いたします。

佐野議長 小川議員さん、この今、企業誘致とか工場誘致とか、こういう大きな大事な問題、これは定住増に入るのかもしらんけども、これからは通告を先にしてください。

[佐野議長、小川議員に確認]

佐野議長 森健康推進課長。

(佐野議長、友竹副町長に「ちょっと後にしてよ。」と発言あり)

森健康推進課長 それでは小川議員さんの再問の中で、認知症の関係についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、認知症の対策についてですが、高齢者が地域で自立した生活を継続して送

ることができるように一人一人の生活実態に応じたサービスを提供するとともに、認知症の予防にもつながる就労や地域活動などの社会参加を支援する必要があると考えています。具体的には、先ほどの御答弁の中でも申し上げましたが、シルバー人材センターやボランティアなどの活動、老人会や地区協などの地域活動への参加を今後も勧めていきたいと考えています。

次に、認知症サポーターについてですが、65歳以上の高齢者四人に一人以上が、認知症若しくはその予備軍といわれており、認知症は大変身近なものになっています。今後も認知症高齢者は増え続けると予測されていることから、認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会を実現するためには、地域の応援団である認知症サポーターの養成は、ますます大切になってくると思います。小川議員さん御指摘のように、認知症サポーターの数につきましては、国のほうでは、平成29年度末までに全人口の約4.4%に当たる600万人を養成することとしていますので、藍住町での目標は約1,500人になります。ですから、29年度末までに、後500人程度のサポーター養成が必要かというふうに考えているところです。具体的には、特に今後は、サポーター養成講座の機会を広げ、特に小中学校の児童生徒を対象にした講座の開催に向けて、教育委員会と協力しながら進めていきたいと考えています。それと、若年性の認知症の方の予防といえますか、対策についてですが、これについては現在のところ、具体的な施策はしておりません。今後また研究をしていきたいと考えておりますので御理解を賜りたいと存じます。以上、御答弁とさせていただきます。

佐野議長

友竹副町長。

友竹副町長

小川議員さんの質問にお答えしたいと思います。急な質問で、答弁がはっきりしませんけども、工場誘致につきましては、本町につきましては、現在土地の面積あるいは土地の価格等によりまして、現在のところ町のほうとしては、工場誘致は考えておりません。しかしながら、企業側のほうから、藍住町のほうに、進出したいというふうな企業がございましたら、積極的に町のほうとしても応援したいと、そういうふうに考えております。

佐野議長

小川幸英君。

小川議員

認知症の取組について、たくさん答えをいただきました。小松島において、これはNPO法人を主としてオレンジカフェをオーブ

ンし、地域の高齢者が集まってお茶会を催して、専門家を呼んで認知症の理解を深めるとの会を開催しております。本町においても、いきいきサロン等いろいろなお年寄りが集まる場もありますので、そういう場にも専門家を呼んで、認知症の理解を深めるような対策をとっていただきたいと思います。また、国においても、現在上勝町の「いろどり」を参考に高齢者が生き生きと働く場づくりを検討していると聞きます。本町においても高齢者が生き生きと働く場所づくりを積極的に取り組んでいただきたいと思います。これで、終わります。

佐野議長 以上で、通告のありました4名の一般質問は終わりましたので、これをもちまして一般質問を終了いたします。

佐野議長 お諮りいたします。3月20日から22日までの3日間を休会とし、次回本会議は3月23日に再開いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

佐野議長 異議なしと認めます。よって、3月20日から22日までの3日間を休会とすることに決定いたしました。なお、次回本会議は3月23日、午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。本日はこれをもって散会といたします。

(時に午後2時39分)

平成27年第1回藍住町議会定例会会議録（第3日）

平成27年3月23日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 当日の応招議員は、次のとおりである。

1 番議員 喜田 修	10 番議員 林 茂
3 番議員 濱 眞吉	11 番議員 永濱 茂樹
4 番議員 東條 義和	12 番議員 奥村 晴明
5 番議員 平石 賢治	13 番議員 小堀 克夫
6 番議員 西川 良夫	14 番議員 森 志郎
7 番議員 江西 博文	15 番議員 矢部 秀行
8 番議員 古川 義夫	16 番議員 佐野 慶一
9 番議員 小川 幸英	

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じ

5 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 柿内 直子 書記 林 隆子

6 地方自治法第121条の規定により、付議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	石川 智能
副町長	北口 高義
副町長	友竹 哲雄
監査委員	藤原 孝信
教育長	和田 哲雄
教育次長	森内 孝典
会計管理者	吉田 敬直
総務課長	矢野 博俊

企画政策課長	安川 定幸
税務課長	下竹 啓三
健康推進課長	森 伸二
福祉課長	三木 慶則
社会教育課長	榎本 文恵
住民課長	高田 俊男
生活環境課長	中野 孝敬
建設課長	吉田 新市
経済産業課長	大塚 浩三
下水道課長	奥田 浩志
水道課長	近藤 博茂

7 付議事件は次のとおりである。

- 1) 発議第1号 議員派遣の件について
- 2) 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 3) 議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の継続調査申出について

以 下 余 白

佐野議長 おはようございます。規定の定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

(時に午前10時2分)

佐野議長 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から毎月実施した例月出納検査の結果について、議長あて報告書が提出されておりますので、御報告いたしておきます。

佐野議長 これより日程に入ります。日程第1、常任委員会への付託議案の委員長報告について。このことについては、去る6日に上程議案をそれぞれの常任委員会へ審査を付託してありましたところ、会議規則第77条の規定により、議長に報告書が提出されておりますので、ただいまより委員長から報告を求めます。

佐野議長 初めに、森厚生常任委員会委員長から報告を求めます。

佐野議長 森志郎君。

森厚生常任委員長 (末尾添付の委員長報告書を朗読する)

佐野議長 次に、古川建設産業常任委員会委員長から報告を求めます。

佐野議長 古川義夫君。

古川建設産業常任委員長 (末尾添付の委員長報告書を朗読する)

佐野議長 次に、西川総務文教常任委員会委員長から報告を求めます。

西川総務文教常任委員長 (末尾添付の委員長報告書を朗読する)

佐野議長 ただいまの報告のとおり、各常任委員会に付託されました全議案は、慎重に審査され、全議案承認との報告がなされておりますが、これより、会議規則第43条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。御質疑のある方は御発議を願います。

[発言する者なし]

佐野議長 質疑はありませんか。

[発言する者なし]

佐野議長 質疑がありませんので、議事を進めます。

佐野議長 ただいま、上程されております、第1号議案から第36号議案までの36議案については、常任委員会において十分審議を尽くされたことと思いますので、討論を省略し、ただちに原案のとおり議決いたしたいと思います。これに異議ございませんか、お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

佐野議長 異議なしと認めます。よって、第1号議案・平成26年度藍住町一般会計補正予算について、第2号議案・平成26年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）補正予算について、第3号議案・平成26年度藍住町特別会計（介護保険事業）補正予算について、第4号議案・平成26年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）補正予算について、第5号議案・平成26年度藍住町特別会計（藍寿苑介護サービス事業）補正予算について、第6号議案・平成26年度藍住町特別会計（下水道事業）補正予算について、第7号議案・平成27年度藍住町一般会計予算について、第8号議案・平成27年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）予算について、第9号議案・平成27年度藍住町特別会計（介護保険事業）予算について、第10号議案・平成27年度藍住町特別会計（介護サービス事業）予算について、第11号議案・平成27年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）予算について、第12号議案・平成27年度藍住町特別会計（藍寿苑介護サービス事業）予算について、第13号議案・平成27年度藍住町特別会計（下水道事業）予算について、第14号議案・平成27年度藍住町特別会計（水道事業）予算について、第15号議案・藍住町防災会議条例の一部改正について、第16号議案・職員の給与に関する条例等の一部改正について、第17号議案・藍住町手数料徴収条例の一部改正について、第18号議案・藍住町工場設置奨励条例の一部改正について、第19号議案・藍住町町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、第20号議案・藍住町行政手続条例の一部改正について、第21号議案・藍住町福祉に関する条例の一部改正について、第22号議案・藍住町介護保険条例の一部改正について、第23号議案・藍住町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、第24号議案・藍住町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の一部改正について、第25号議案・幼稚園の授業料に関する条例の全部改正について、第26号議案・教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定につ

いて、第27号議案・定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定について、第28号議案・藍住町保育所条例の制定について、第29号議案・藍住町特定教育・保育施設等に関する利用者負担額等を定める条例の制定について、第30号議案・藍住町子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について、第31号議案・藍住町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、第32号議案・藍住町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、第33号議案・藍住町地域下水道改築基金条例の制定について、第34号議案・町道の路線認定について、第35号議案・町道の路線変更について、第36号議案・指定管理者の指定についての36議案については、原案のとおり可決確定いたしました。

佐野議長 次は、日程第2、議案の上程について。発議第1号・議員派遣の件についてを上程し、議題といたします。本案は、お手元に配布しておりますとおり、議会運営委員会から議案として提出していただいております。これは藍住町議会会議規則第122条の規定により、議会の議決を求めるものであり、平成27年4月から平成28年3月までの議員派遣について、別紙議員派遣一覧表のとおり、議員の派遣を行うものです。なお、派遣月や派遣場所は予定のため、変更または確定された場合には、変更または確定年月日、派遣場所といたします。また、これら以外に議員派遣が必要となる場合は、その都度手続きを行いたいと思います。

佐野議長 お諮りいたします。発議第1号・議員派遣の件については、提案理由の説明、討論、表決を省略し、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

佐野議長 異議なしと認めます。よって、発議第1号・議員派遣の件については、原案のとおり可決されました。

佐野議長 日程第3、諮問に対する答申について。諮問第1号・人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。お諮りいたします。本件はお手元にお配りいたしました意見のとおり、三間美香氏・山里茂美氏については適任であるとの答申をいたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

佐野議長 異議なしと認めます。よって、諮問第1号・人権擁護委員候補者の推薦については、お手元にお配りいたしました意見のとおり答申することに決定いたしました。

佐野議長 最後に、議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の継続調査の申出について議題といたします。継続調査申出について、議会運営委員会、総務文教常任委員会、建設産業常任委員会、厚生常任委員会、防災対策特別委員会、議会だより編集委員会、(仮称)藍住町文化ホール・公共施設複合化事業特別委員会から、それぞれ、お手元に配布のとおり申出があります。

佐野議長 お諮りいたします。議会運営委員会及び各委員会からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することについて異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

佐野議長 異議なしと認めます。よって、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

佐野議長 ここで、議会閉会前の挨拶を石川町長からお願いいたします。

佐野議長 石川町長。

石川町長 3月議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。今議会は、一年間の各種施策に対する予算案など、住民生活に大きく関わる議案をはじめ、計36議案を提案いたしましたところ、それぞれ所管の委員会、また本会議において十分御審議を賜り、全議案を御承認いただきましたことに、厚くお礼を申し上げます。

また、会期中におきましては、教育、福祉、環境問題、防災対策など、各方面にわたり、議員各位から貴重な御意見や御提言を賜りましたことに重ねてお礼を申し上げます。今後も厳しい財政運営を余儀なくされるものと思いますが、行政運営に当たっては、国の動向を注視し、地方財政対策を見極めてまいるとともに、行財政の一層の効率化を図りつつ、町民福祉の向上のために懸命の努力をしてまいり所存であります。どうか、議員各位におかれましては、一層の御理解、御支援を賜りま

すようお願い申し上げます。

また、4月29日には町制施行60周年記念式典を挙げていただきますので、議員各位には御出席いただくとともに、記念行事についても、格別の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日、後期の藍住町行財政改革基本計画や藍住町子ども・子育て支援事業計画、第6期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画、藍住町第4期障がい福祉計画がそれぞれできあがりまして配布させていただきました。御覧をいただきますとともに、一層の御理解を賜りたいと思います。

最後に、皆様の御健勝をお祈り申し上げまして、議会閉会に当たっての、お礼の御挨拶といたします。長期間にわたり、誠にありがとうございました。

佐野議長 以上で、今定例会に付議されました案件は、全て議了しました。お諮りいたします。これをもちまして会議規則第8条の規定により、閉会いたしたいと思っております。これに、異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

佐野議長 異議なしと認めます。よって、平成27年第1回・藍住町議会定例会を閉会することに決定いたしました。議員・理事者各位におかれましては年度末の何かとお忙しいところ、御出席をいただき、御協力誠にありがとうございました。これをもちまして閉会といたします。

(時に午前10時43分)

この会議の次第は、議会事務局長が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名捺印する。

藍住町議会議長	佐野慶一
会議録署名議員	永濱茂樹
会議録署名議員	奥村晴明